

平成29年 第4回定例会

# 大 樹 町 議 会 会 議 録

平成29年12月 5日 開会

平成29年12月 8日 閉会

大 樹 町 議 会

# 平成29年第4回大樹町議会定例会会議録（第1号）

平成29年12月5日（火曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 委員会の所管事務調査報告（常任委員会報告）
- 第 7 議案第 82号 大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 83号 大樹町道路占用料徴収条例及び大樹町普通河川管理条例の一部改正について
- 第 9 議案第 84号 町道路線の認定について
- 第10 議案第 85号 平成29年度大樹町一般会計補正予算（第6号）について
- 第11 議案第 86号 平成29年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について
- 第12 議案第 87号 平成29年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第13 議案第 88号 平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

## ○出席議員（12名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
10番 福岡孝道	11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	大林一博

企画商工課長兼航空宇宙運動推進室長兼 地場産品研究センター所長	黒川 豊 林 英也
住 民 課 長	
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼 町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	村田 修 瀬尾 裕信
農林水産課長兼町営牧場長	鈴木 敏明
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長	高橋 教一
会計管理者兼出納課長	伊勢 巖則
病 院 事 務 長	
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾 さとみ

<教育委員会>

教 育 長	板谷 裕康
学校教育課長兼学校給食センター所長	角 倉 和博
社会教育課長兼図書館長	井 上 博樹

<農業委員会>

農業委員会長	鈴木 正喜
農業委員会事務局長	水 津 孝一

<監査委員>

代表監査委員	澤 尾 廣美
--------	--------

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	小 森 力
主 査	真 鍋 智光

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成29年第4回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

9番 志 民 和 義 君  
10番 福 岡 孝 道 君  
11番 柚 原 千 秋 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、安田清之君。

○安田清之議員

議会運営委員会報告をさせていただきます。

去る11月27日午前9時より運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

本定例会への提出案件は、条例の一部改正2件、町道路線の認定1件、補正予算4件、一般質問6議員9項目、発議1件であります。

よって、会期については、提出案件の状況並びに一般質問の通告状況などを考慮し検討した結果、本日から12月8日までの4日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行わ

れるよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議 長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

### ◎日程第3 会期の決定

○議 長

日程第3 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月8日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月8日までの4日間と決しました。

### ◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

小森議会事務局長。

○小森議会事務局長

それでは、平成29年9月5日開会の第3回町議会定例会以降の諸般報告をいたします。

第1、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定による9月、10月、11月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

第2、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、平成28年度大樹町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありました。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会が2回、経済常任委員会が5回、広報広聴常任委員会が7回、議会運営委員会が4回開催されました。

第4、会議関係、第5、その他につきましては、記載のとおりでございますので、後ほどお目通し、よろしくお願いたします。

以上で、諸般報告を終わります。

## ◎日程第5 行政報告

### ○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

### ○酒森町長

それでは、平成29年10月5日開会の第6回町議会臨時会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目ですが、住宅金融支援機構、旧住宅金融公庫と相互協力に関する協定を締結いたしました。この協定により、住宅金融支援機構のフラット35、子育て支援型・地域活性化型と、まちが今年度創設いたしました大樹でかなえるマイホーム支援事業の両方の適用を受けると、機構から借り入れた住宅購入資金の利率が、当初の5年間、0.25%引き下げとなり、定住や移住のための住宅の取得を後押しできる制度と考えております。

2番目の航空宇宙関連ですが、JAXA等による各種実験のほか、イベントの開催や出展を通じて本町の取り組みをPRしております。

3番目の財産の処分ですが、今年度から分譲を開始した緑苑の宅地2区画について、記載のとおり分譲いたしました。このほかにも1区画についてご相談をいただいております、残りは3区画となっております。

4番目の入札執行関係ですが、指名競争入札により、工事請負契約を2件、立木の処分1件について、記載のとおりの内容で契約を締結しております。

5番目の人事関係、6番目のその他、来町者及び会議出席等の関係については、後ほどお目通しをいただきたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

### ○議 長

続いて、板谷教育長。

### ○板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1の優秀選手派遣についてであります。

第15回北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会が10月7日から室蘭市で開催され、道東ブロック代表として選出されました新得フットボールクラブ所属の溝口祐真さんを派遣しております。結果は、予選Aブロックで1勝1敗の成績でございました。

2の子ども農山漁村交流プロジェクトについてであります。

南十勝長期宿泊体験交流協議会STEPによる体験活動の主なものとして、主催事業では、9月16日の日帰り体験活動を初め4事業を実施しております。

(2)の受け入れ事業では町外一つの事業を、(3)の共催事業では、学童保育所や認定こども園での活動を定期的に行うほか、(4)の修学旅行受け入れ事業では、10月に大阪府内の高等学校2校を受け入れております。

このほか、9月5日、カムイコタンで行われた宇宙の森フェスティバルにおいて、薪割

り体験等のブースを設けるなど、町のイベントにも参加しております。

簡単ですが、以上で教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

**○議 長**

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

行政報告の6のその他なのですけれども、10月31日の北海道キャリア教育サミットの詳細についてお聞きしたいのですけれども。

**○議 長**

酒森町長。

**○酒森町長**

会議出席等の関係で、10月31日に北海道キャリア教育のサミットに出席をしてまいりました。同日、北海道町村会主催の政策懇談会が札幌であったということで、同じ日程だったということで、政策懇談会の時間を、ちょっと間を抜けて、教育サミットのほうに参加をさせていただきました。これは14振興局管内それぞれでモデルの学校を指定をしております、このキャリア教育の関係では、大樹の小中高がモデルとなってこの事業を行っているものであります。3カ年事業でありまして、今年が最終年であるというふうに思っております。大樹町が取り組んでおります大樹学を中心としたキャリア教育についての報告の場であったというふうに思っております。

報告に際しては、事例の発表ということですが、大樹高校から4人の生徒が出席をしております、大樹町で行っております大樹学についての実践報告をしております。この中で、各14支庁管内のそれぞれの発表があつて、その後、質疑応答等があるのですが、大樹高校の4人の生徒については、その報告に関する会議自体をリードするような、そういう非常に積極的で、他の管内からの評価も高いような役割を果たしてくれていたなというふうにうれしく思っているところであります。

今後、この小中高の連携のキャリア教育を通じて、大樹町の教育がさらなる発展、向上をしていけるような、そういうきっかけになったモデル事業だったというふうに感じております。

**○議 長**

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

高校生、高校の最終年度のキャリア教育の3年目の総締めだったと思うのですけれども、4人、高校生が発表したのですけれども、評価が高かったと。ちなみに、研修の報告内容とか、その辺、最後、お聞きしたいのですけれども。

**○議 長**

板谷教育長。

○板谷教育長

先ほど町長も述べておりましたが、道教委の指定事業でございます、小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業でございます。昨年度は休日開催でした。今年は火曜日という平常日開催でございます。ということで、旅程などもすごく大変なものですから、小中高を代表して、最上学級であります高校が代表して行ってくれています。

発表内容については、大樹学の中でも特に注目されている宇宙のまち大樹ということで、宇宙についてのブースをメインに発表してございます。ということで、翌日の北海道新聞にもそのキャリア報告会の写真に大樹の高校生が宇宙服を着て発表しているところを取り上げていただいております。

簡単ですが。

○議 長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認め、以上で、行政報告を終わります。

◎日程第6 委員会の所管事務調査報告(常任委員会報告)

○議 長

日程第6 委員会の所管事務調査の件を議題といたします。

調査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、高橋英昭君。

○高橋英昭議員

それでは、朗読して報告に代えさせていただきます。

総務常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

記

1、調査事件名、多目的公共施設について

2、調査目的、大樹町の将来の人口推計を見据え、公共施設複合化のあり方を検討するに当たり、多目的な活用と複数の機能を兼ね備えた先進地を視察調査し、今後の大樹町の方向性を探る

3、調査月日、平成29年10月30日、31日

4、視察参加者、総務常任委員会委員6名、随行者は事務局2名でございます

5、視察地、札幌市白石区役所、浦河町総合文化会館

6、調査内容



- (1) 施設建設までの経過
- (2) 施設の概要
- (3) 施設の維持管理
- (4) 障がい者への配慮
- (5) 区民・町民からの要望
- (6) 新庁舎、多目的施設の利点等

## 7、調査報告

### (1) 札幌市白石区役所

平成26年度から建設工事を進めてきた白石区複合庁舎は、平成28年11月に完成し、区民と札幌市の防災拠点として移転オープンした近代的な庁舎である。

新庁舎建設に当たり、総合計画を初め各行政計画にしっかりと根拠が示されており、審議会等では若者も参画するなど、市民や有識者による議論がなされ、公開性も確保されている。

庁舎の概要は、地下2階、地上7階建てとなっており、対象エリアの人口は約21万人で、1階の行政窓口機能を初め保健福祉、保育、子育て支援、区民センター、図書館機能を有するほか、市民等が出資して整理した郷土資料館が付設されている。

庁舎の特徴としては、交通アクセスが多様化されており、地下鉄駅が庁舎に直結されていることと、敷地内には民間の立体駐車場が隣接され、駐車料金を区が負担していることから、市内各地からの利用が可能であり、利用者の利便性が非常に高い。

住民生活に直結した保健福祉や保育、子育て支援はもとより、区民や各団体の活動スペースの確保、絵本図書館等が開設されているほか、1階フロアでは障がい者によるカフェコーナーが設けられ、障がい者の自立と窓口利用者の待ち時間の解消につながっている。

さらには、敷地内に大型商業施設が隣接するなど、官民が一体となって整備を行い、行政の事務事業だけではなく、幅広い世代が地域の交流拠点として利用できる多機能な複合庁舎である。

また、庁舎は、大地震に備えた免震構造で、非常時に利用できる飲料水や電力を3日分確保しており、災害に強い防災拠点となっている。

設備については、地中熱を利用した冷暖房設備や、林業振興にもつながる木質バイオマス燃料の活用、太陽光による発電など、環境負荷低減と高効率機器を兼ね備えたビル管理システムを導入することで、維持管理経費の削減を図っている。

### (2) 浦河町総合文化会館

この施設は、市街地再開発事業に伴い、平成8年3月に完成し、21年が経過している。

事業の特色としては、地域住民の同意のもと、土地の無償提供を受け、市街地のメイン通りの歩道拡幅と、電柱を裏地に移設し、市街地から電柱をなくする取り組みがなされているほか、まち並みから看板が全て撤去され、統一した景観が保たれている。

施設の概要は、地下1階、地上5階建てとなっており、700人を収容できる文化ホールや、町内の各種団体が利用できる活動スペースの確保、消費生活センターの配置、1階と地

下は図書館スペースとして利用され、約17万冊の蔵書と、ご当地ならではの図書コーナーを設けるなど、幅広い世代の利用が可能である。

施設の特徴は、図書館を併設しているだけでなく、1階部分にはシアター室と研修室が付設され、エントランスホールではモニターで議会の傍聴も可能である。

また、民間商業施設と連結されており、2階、3階が立体駐車場で、文化会館と双方の出入りが可能となっており、ショッピングや食事、娯楽施設やホテルなど、地元商店を中心に17店舗がテナントとして加わり、賑わいを見せているが、商業施設の部分では空きスペースもあり、複合的な施設運営の難しさも確認できた事例である。

施設の維持管理費は、建設から20年以上経過していることと、管理面積が広いことから、当町の生涯学習センターと比較すると、倍以上の維持管理費が必要となっていることから、課題であると感じられたが、一方で、共有部分は官民双方で協議し、修繕経費等を案分するような努力が見られた。

#### 8、まとめ

今回、図書機能を有した近代的な複合庁舎と、建設から20年以上経過した複合施設の視察研修を行ったが、共通して感じることは、建設以前に地域住民との十分なコンセンサスがとられていることと、官民が一体となって障害となる部分を取り除き、相互の利益となるような事業に取り組んでいることである。

建設後も年齢別に沿った利用者のニーズ調査を行うなど、今後の住民サービス向上に取り組んでいる。

大樹町と白石区の人口規模とでは、単純な比較とはならないが、住民福祉を初め保育、子育て支援、障がい者や高齢者が活動できるスペースの確保など、幅広い世代の住民が利用できるユニバーサルデザインとしての公共施設建設の理念は、当町の今後の公共施設のあり方を検討する中で、多くのことが参考になるのではないかと考えさせられた。

大樹町の人口推計は2030年に現在よりも約1,000人減少すると推計されており、今後、まちが進める様々な施設を初め公共施設の規模や機能等についても、人口が減少する前提で検討されるのではないかとと思われる。

大樹町の明るい未来のためにも、現在の人口が維持される前提で考えてほしいという若者の意見もあることから、公共施設のあり方についても視点を改めて議論することが必要ではないかと感じた視察調査であった。

以上です。

#### ○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

#### ○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

続いて、経済常任委員長、松本敏光君。

#### ○松本敏光議員

それでは、朗読して報告に代えさせていただきます。

経済常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

- 1、調査事件名、砂防ダム実態と歴舟川の環境保全等について
- 2、調査目的、砂防ダムの実態把握と歴舟川の環境保全を図る
- 3、調査月日、平成29年9月29日金曜日（パンケナイ川・スリットダム）  
平成29年10月27日金曜日（中の川・砂防ダム、カムイコタン公園）
- 4、視察参加者、経済常任委員会委員6名、随行者は事務局職員2名
- 5、調査報告

##### （1）パンケナイ川・スリットダム

平成14年10月に発生した台風21号の影響により、河岸に流木が多量に漂着したことを受け、平成17年3月に流木捕捉対策として、工事費5,231万1,000円をかけてスリットダム1基をパンケナイ川に設置した。

スリットダムは、ユニット構造により、設置及び維持管理が容易であり、流木捕捉の機能性などからも高い効果が期待できる。

ただ、捕捉した流木や堆積する土砂などの撤去を定期的に行わなければ、スリットダムの効果を維持することができず、効果的に運用するには、より下流に設置や増設、流木及び土砂撤去のための道路整備など、検討すべき事項、撤去した流木や土砂の活用方法など、まだ課題は多いものと考える。

流木による漁業被害の実態や河川環境への影響とスリットダムの設置運用経費など、費用と効果の検証などが必要である。

##### （2）砂防ダム、カムイコタン公園

砂防ダムは、土石流が発生した場合、下流の住民の生命と財産を守る施設であるが、土砂を溜めることで兩岸の山すそを固定し、川底の勾配を緩やかにすることにより、土石流のスピードを抑え、土石流の破壊力を抑制する効果がある。

今回調査した砂防ダムは、昭和42年から44年にかけて設置され、堰堤内は満砂状態にある。新たな堆積は上流へ積み上がっており、下流は河床が露出している箇所も多く、サケなどの魚類の自然産卵を阻害していることも指摘されている。

砂防ダムが果たす防災機能は十分認められる一方で、河川環境の保全や影響などについても十分検討、検証が必要である。

コンクリート建造物の耐用年数は70年と言われており、設置から約50年経過した現行の砂防ダムの大規模補修、あるいは環境等の変化を踏まえた段階的撤去などのあり方について

て議論を進めていかなければならない。

昨年の連続台風による河川の増水により、カムイコタン公園キャンプサイトも護岸用コンクリートの流失や施設の水没など、被害が発生したが、工事資材の不足により、復旧工事が予定より遅れている。

被災要因や安全対策などを見直し、キャンプ場としての安全性や景観に配慮した施設として復旧することを期待したい。

#### 6、まとめ

昨今の台風、大雨などの異常気象により、町内を流れる川の氾濫や施設の水没などの災害を当町は経験した。

河川の環境保全や増水、流木対策などは、環境変化などが複合的に絡み合うため、抜本的な改善や劇的な効果を発揮する対策は難しいのが現状であるが、他の自治体の事例や先進の調査、研究結果などを参考として、清流歴舟川の環境保全と安全対策の両面から取り組むことが必要です。

以上で終わります。

#### ○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

#### ○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

### ◎日程第7 議案第82号

#### ○議 長

日程第7 議案第82号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

#### ○酒森町長

ただいま議案となりました議案第82号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正をお願いするもので、関係法令の改正に伴い、条例で定めることとされている育児休業をすることができる非常勤職員の要件の緩和、育児休業の対象となる子の範囲の拡大、部分休業の上限時間についての規定などを整理するものであります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜ります

ようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第82号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

条例改正の理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正されたこと、雇用保険法等の一部を改正する法律の中で、育児休業に関する規定が一部改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案の表に沿ってご説明を申し上げます。

1ページの第2条の改正でございますが、育児休業をすることができない非常勤職員の例外規定を規定したものでございます。従前は育児休業の対象となる子が1歳に達した日以降も在職することを要件としていたもの、これを、子が1歳6カ月、特別の事情がある場合は2歳に達する日以降も引き続き任用される可能性があれば育児休業することができることとしたものでございます。

2ページをお開きください。

2ページの第2条の2の改正でございますが、育児休業の対象となる子の範囲を拡大するもので、児童相談所の措置により里親に委託された子も対象とすることとしたものでございます。

下段、第2条の3は、改正前の第2条の2を1条繰り下げるとともに、引用する用語の定義を新たに加える第2条の4にも適用させるための改正でございます。

3ページ目をお開きください。

第2条の4につきましては、非常勤職員が、子が1歳6カ月以降、2歳になるまで、育児休業することができる場合を規定したもので、4ページの第1号では、現に当該職員または配偶者が育児休業している場合を、第2号では、任命権者が別に定める場合を規定したものでございます。

第2条の5につきましては、第2条の2と第2条の4の追加により、条を繰り下げたものでございます。

4ページ目の一番下から、第3条の改正でございますけれども、育児休業の承認を取り消した後、原則として認められない同じ子を対象とした育児休業の再取得を認めることができる特別の事情を整理したものでございます。

5ページ目、(1)、第1号でございますけれども、育児休業中の職員が産前休暇または出産により育児休業の承認が効力を失った場合で、新たに生まれた子が死亡または養子縁組等により別居となった場合を、第2号におきましては、育児休業の対象となっている子以外の子の育児休業が新たに承認された場合で、新たに承認された子が死亡、養子縁組等による

別居、特別養子縁組が成立しない場合、養子縁組が成立しないまま施設や里親への委託が解除された場合等を規定したものでございます。

また、号の整理を行ってございます。

6ページをお開きください。

第17条の改正につきましては、法律番号を記載したものでございます。

第18条第2項の改正でございますが、部分休業の上限時間の規定でございます。2時間から減じる勤務しない時間に介護時間を加えたものでございます。

7ページをお開きください。

一番最後、附則でございますけれども、この条例は、公布の日から施行することとしたものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

#### ○菅敏範議員

理解を深める意味で伺いたいと思います。

今、説明の中で、任用が可能であれば延びるということなのですが、1ページの下段の文章、何回か読んだのですが、一番下のほう、「その養育する子が1歳6カ月に達する日までに、その任期が満了すること及び特定職に引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員」となっているのですが、ここ、これでいいのかどうか、ちょっと解釈できないのです。

「引き続き任用されないことが明らかな非常勤」だったらいいのですが、「明らかでない非常勤職員」ということは、まだ灰色の部分があるからということ、これが「することができない職員」に該当するのか、ちょっと解釈ができなかった部分があるので、再度説明をお願いしたいと思います。1ページ目。

それから、6ページ目、部分休業の承認なのですが、ちょっと日本語の解釈がうまくできないので、育児時間または介護時間を承認されている職員が、「1日につき2時間から勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲」というのは、今の説明では、介護時間を加えた時間ということですから、2時間から減じたというの、それより減るということなのですが、そのイメージがわからないので、再度説明をお願いしたいと思います。

#### ○議 長

松木総務課長。

#### ○松木総務課長

ただいま条文の記載の内容についてご確認をいただきました。実はこの条例の改正につきましては、こういう条例を取り扱っている専門的な業者がございまして、そこが国の法律、

国家公務員の法律改正等を踏まえて原文を作成してくる、もしくは総務省のほうから事例を示してくるような形で、こういう記載をさせていただいてございます。

まず1ページ目の、「特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員」、要は、例えば3年後、2年後、この職は確実になくなるというのは、引き続き採用されないことが明らかである職員なのですけれども、そういうルールではなく、例えば3年程度という形で任用されていて、確実にそのタイミングで切られない、要は引き続き採用される可能性が残る、その職員については育児休業を認めようとするものでございます。この記載内容につきましては、可能性という部分で、明らかであるとだめだよと。明らかでなければ育児休業を認めるよというような記載になってございます。

続きまして、6ページの部分でございます。端的に申し上げますと、例えば幼い子に授乳するために30分の休暇とかというのは認められてございます。また、労働基準法上で認められているのですけれども、そのほか、部分休業というのは、子の育児のために1日2時間以内で認められてございます。ただ、両立支援という形で、育児と介護をしっかりとやるということで、昨年でしょうか、介護時間という、これも無給の休暇ではあるのですけれども、親族、親もしくは子、その介護のために1日2時間以内の無給休暇を認めることができるよという規定がございまして。ただ、育児時間と介護時間、これを2時間ずつという形になりますと、1日、私ども、今、7時間45分でございましてけれども、4時間の休暇を認めることになってしまいます。そこはちょっと基本的に休業ではなく休職とか、そういった形でなければ公務の効率的な執行に影響を与えるのではないかとということで、育児に使う時間、介護に使う時間、合わせて2時間以内という表現になったものでございます。ですから、私どものように7時間45分の勤務時間であれば、そういった形での育児、介護に使って休める時間は2時間まで、そこは部分休業として認めるよと。2時間を超えることはできないよという規定をこのように記述したものでございます。

以上です。

○議 長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第82号大樹町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第8 議案第83号

○議 長

日程第8 議案第83号大樹町道路占用料徴収条例及び大樹町普通河川管理条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第83号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町道路占用料徴収条例及び大樹町普通河川管理条例の一部改正をお願いするもので、道路占用料の設定の際に参考としている道路法施行令が改正されたことに伴い、町条例に定める道路占用料を改正するとともに、道路占用料との均衡を図るため、普通河川における土地占用料についてもあわせて改正しようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長から説明をいたささせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

議案第83号大樹町道路占用料徴収条例及び大樹町普通河川管理条例の一部改正について説明させていただきます。

この改正は、地方公共団体が道路占用料を定めるに当たっては、道路法施行令に定める占用料の額を参考として設定するよう努めることとされているところであり、平成29年4月に同施行令に定める占用料の額が改定されたことから、このたび当町における道路占用料徴収条例の改正をお願いするものでございます。

なお、占用料の額について規定している道路法施行令別表は、固定資産税評価額及び地価に対する賃料の水準等を勘案して算定されているものでございます。

また、道路占用料の改正にあわせまして、普通河川管理条例で定める土地占用料につきましても、道路占用料との均衡を図るために改正するものでございます。



改正条例は2条からなっており、第1条では大樹町道路占用料徴収条例の一部改正、第2条では大樹町普通河川管理条例の一部を改正するものでございます。

改正内容の主なものとしましては、占用の許可期間が一月未満の場合に対する消費税対応、各占用物件に対する占用料の単価の改正、細かな文言の表現修正などとなってございます。

それでは、条文に従いまして説明をさせていただきます。

第1条は、大樹町道路占用料徴収条例について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

表中、第2条の占用料の額では、占用料の許可期間が一月未満の場合に対する消費税相当額を、現行の消費税率と、今後の消費税率の改正がある場合を見据えて、消費税及び地方消費税額に相当する額を加えた額とし、1円未満の端数があるときは切り捨て処理をするように改正するものでございます。

次の別表第2条関係の表につきましては、議案の後ろに添付してございます資料のほうで説明させていただきますので、資料の1ページをお開き願います。

表の左側、占用物件につきましては、改正後の表現を記載してございます。項目によって、一部文言の表現を修正している項目もございますが、占用物件の対象物に変更があるものではございませんので、細かな説明は割愛させていただくことをご了承願います。

改正の内容は、表の右側になりますが、占用料の列で、改正後の額、改正前の額、比較を記載させていただいてございます。一番右端には連番を付してございます。また、全ての占用物件に対する改正となりますが、大樹町で現在占用許可を行っている物件につきましては、太枠の中の物件のみとなってございますので、その部分のみを主に説明させていただきます。

まず、連番の1番目、第1種電柱について、改正前が530円であるものを300円に、比較といたしまして230円の減。

4番目の第1種電話柱では、480円を270円に、210円の減。

8番、共架電線その他上空に設ける線類は、5円を3円に、2円の減。

9番、地下に設ける電線その他の線類は、3円を2円に、1円の減。

14番の広告塔では、1,000円を670円に、330円の減。

16番の外径が0.07メートル未満の水管、下水道管等では、20円を11円に、9円の減。

18番から24番までは、16番と同じく水管、下水道管で、外径に応じて、18番では43円を24円に、19円の減。

19番では、57円を33円に、24円の減。

20番では、86円を49円に、37円の減。

21番では、110円を65円に、45円の減。

22番では、200円を110円に、90円の減。

23番では、290円を160円に、130円の減。

24番では、570円を330円に、240円の減と改正するものでございます。

資料の2ページに移りまして、26、27、28番は、本改正により追加となるもので、地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設の上空に設ける通路の場合、占用面積1平方メートルにつき、1年の単位で340円とするもの。

それから、27番の地下に設ける通路では200円、その他のものでは540円とするものでございます。

34番から37番も、同じく本改正により追加となるもので、旗ざおで、祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるものの場合、1本につき1日で7円、その他のものの場合は一月で67円。

36番は、幕で、祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるものの場合、その面積1平方メートルにつき1日で7円、その他のものの場合には一月で67円とするものでございます。

38番アーチのうち、車道を横断するものは改正で、改正前の1,000円を670円に改正し、330円の減。

40番では、太陽光発電設備及び風力発電設備について追加するもので、占用面積1平方メートルにつき1年で540円とするものでございます。

なお、説明させていただきました以外の項目につきましては、記載をもって説明にかえさせていただきますことをご了承願います。

議案の6ページにお戻り願います。

中段より下の備考になりますが、備考の1、2につきましては、文中における文言の表現の修正となります。

7ページに移りまして、備考の5では、改正前は占用物件の面積、長さについて、1平方メートルもしくは1メートル未満の端数を切り上げることとしているところを、改正後は0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満の端数を切り捨てすることで、より細かく占用料を算出するものでございます。

備考の6では、改正前は占用料の年額で定めている場合の一月未満の端数処理のみを定めていましたが、改正後では、年額の端数処理に加え、月額で定められている占用物件に対しても、一月未満の端数の場合を一月として計算することを定めるものでございます。この内容は、改正前の内容と変わる内容ではございません。

今回の条例改正による収入につきましては、平成29年度をベースとして計算しますと、現行では約370万円の収入であるものが、約210万円の収入となり、年間で160万円程度の減収になるものと試算してございます。

次に、7ページ下段、第2条、大樹町普通河川管理条例についてですが、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

改正後の表中、目次につきましては、本河川管理条例が章立ての条例となっており、目次

をつけることが文法上一般的であるため、今回、追加するものでございます。

8ページに移りまして、表中、第21条の占用料等ですが、改正内容は占用料の額を消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とし、1円未満の端数があるときは切り捨て処理をするように改正したもので、なお書きにより、占用料の許可期間が一月以上の場合は消費税相当額を加算しない額とするものでございます。

さきに説明しました道路占用料徴収条例と表現方法が相違してございますが、占用料の算定の仕方としましては同様となっております。

次の別表第1、第21条関係、1の土地占用料の表につきましては、単価及び算出の方法が文章で定めている定率の項目に変更はございませんので、説明を割愛させていただき、定額で定めている項目のみ資料のほうで説明させていただきます。

資料の3ページをお開き願います。

表の左側、区分につきましては、改正後の表現を記載してございます。項目によっては一部改正している項目もございますが、占用物件の対象物に変更があるものではございません。

改正の内容は、表の右側になりますが、単価及び算出の単価の列で、改正後の額、改正前の額、比較を記載してございます。一番右端には連番を付してございます。

また、道路占用料徴収条例の改正と同じく、大樹町で現在占用許可を行っている区分につきましては、太枠の中の区分のみとなっております。

まず、連番の1番から7番の電柱、電話柱などについては、改正前の区分が電柱の1種類であったものを、道路占用料徴収条例とあわせて、電柱の第1種から第3種まで、それから、電話柱の第1種から第3種までと、その他の柱類の7区分とし、改正前が1本につき1年で620円であるものを、連番の1番、第1種電話柱では300円に、比較といたしまして320円の減。

2番目の第2種電柱では470円で、150円の減。

3番目の第3種電柱では630円で、10円の増。

4番目の第1種電話柱では270円で、350円の減。

5番目の第2種電話柱では440円で、180円の減。

6番目の第3種電話柱では600円で、20円の減。

7番目のその他柱類は27円で、593円の減となるものでございます。

8番目は、本改正により追加するもので、共架電線その他上空に設ける線類、長さ1メートルにつき1年で3円。

9番目は改正となり、鉄塔の改正前で1,250円を540円に、710円の減。

次に、連番の10番から15番までの管の埋設では、改正前の区分が管の埋設1種類であったものを、改正後は外径を0.4メートル未満のものに制限するとともに、外径の大きさに応じて六つの区分に設定するものでございます。また、改正後の額は、区分ごとに道路占用料徴収条例にあわせるものでございます。

連番の10番で、外径が0.07メートル未満のものを11円とし、比較といたしまして14円の減。

11番目の外径が0.07メートル以上0.1メートル未満では16円で、9円の減。

12番の外径が0.1メートル以上0.15メートル未満では24円で、1円の減。

13番目の外径が0.15メートル以上0.2メートル未満では33円で、8円の増。

14番目の外径が0.2メートル以上0.3メートル未満では49円で、24円の増。

15番目の外径が0.3メートル以上0.4メートル未満では65円で、40円の増となるものでございます。

16番は、区分の表現の改正となり、改正前は漁業用であったものを漁業に改正するもので、単価の改正はございません。

17番目は、本改正により追加するもので、係船その他に係る水面で15円と定めるものでございます。

議案の13ページにお戻り願います。

表の下、備考になります。備考の1につきましては、改正前は1件が1平方メートルまたは1メートル未満の端数を切り上げることとしているところを、改正後は1件につき0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満の端数を切り捨てすることで、より細かく占用料を算出するものでございます。

備考の4及び備考の5につきましては、改正前の区分が電柱のみであったものを、改正後は電柱及び電話柱などに細分化したことにより、その区分に該当するものを定義するもの。

それから、14ページに移りまして、備考の6は、本改正により新たな区分とした共架電線の定義を定めたものでございます。

この条例改正による収入につきましては、同じく29年度をベースとして計算しますと、現行では約2万3,000円の収入であるものが、1万2,000円の収入となり、年間で1万円程度の減収になるものと試算してございます。

附則といたしまして、この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

## ○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

## ○菅敏範議員

新たに徴収することになったお祭りの旗竿などが、1日につき7円という改正なのですが、これ、1日7円ということは、単純に月額換算すると2,000円を超える額になるのですよね。ただ、ほかの電柱や何かが年間で300円とか400円ぐらいと比較すると、お祭りのPR用の旗竿などが、率的には非常に高いと思うので、その辺の根拠ははっきりして

いるのですか。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

最初の先頭で説明させていただきましたように、こちらの金額につきましては、国の政令で参考となる額が示されているわけですが、その額の中につきましては、固定資産税の評価額及び地価に対する賃料等の水準を勘案して決められているということで、それと、今、旗竿関係については、月額計算すると、ちょっとやっぱり割高でないかというような表現ですが、そういった旗竿など、幕だとかというものにつきましては、長期間、占用するものというのは余り多くはないのではないかと、このような単価に設定されているのではないかと考えるところでございます。

以上でございます。

○議 長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第83号大樹町道路占用料徴収条例及び大樹町普通河川管理条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 9 議案第 8 4 号

○議 長

日程第 9 議案第 8 4 号町道路線の認定についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 8 4 号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、町道路線の認定をお願いするもので、本町行政区内の町道双葉通線に接する松山町 3 番地 9 の用地は道路用地となっておりますが、町道として認定されていないため、宅地利用が進んでおらず、行政区からの要請もあり、今回、町道として認定しようとするものであります。

内容については、朗読して説明を行います。

議案第 8 4 号町道路線の認定について。

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記の町道を認定する。

記。

路線番号、4 1 4。

路線名、松山 8 号線。

起点、松山町 3 番地 1 0。

終点、松山町 3 番地 8。

延長 5 0 . 5 メートル。

なお、次のページに図面を添付しておりますので、ご確認いただくとともに、内容をご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第84号町道路線の認定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第85号

○議 長

日程第10 議案第85号平成29年度大樹町一般会計補正予算(第6号)についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第85号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町一般会計補正予算(第6号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ4,188万4,000円を追加するとともに、債務負担行為の追加と地方債の変更を行うものであります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第85号平成29年度大樹町一般会計補正予算(第6号)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,188万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億5,068万2,000円とするとともに、債務負担行為の追加、地方債の変更を行うものでございます。

最初に、資料でご説明申し上げますので、5ページをお開きください。

なお、財源の内訳につきましては、特定財源の変更があるもののみ説明をさせていただきます。残りににつきましては割愛させていただきます。

最初に、総務費、一般管理費、総務管理費、賃金で384万円の増。

4月の人事異動によりまして、南十勝複合事務組合から異動となりました準職員1名の賃金を追加するもので、共済費やその他の人事異動に伴います人件費の補正につきましては、次回以降の議会に提案をさせていただき予定でございます。

次に、企画費、企画調整推進事業、負担金補助及び交付金で236万2,000円の増。

十勝バス、広尾線の運行に伴いまして生じました赤字に対する補助金増額でございます。当初予算額293万8,000円に対しまして、確定額が530万円となったものでございます。赤字額の拡大の主な要因につきましては、運送収入が見込額を下回ったこと、人件費や燃料費などの増加によるもので、本補助金につきましては、特別交付税により80%が措置されるものでございます。ちなみに、平成28年度の決算額につきましては460万5,000円でございます。

次に、総合開発促進対策事業、負担金補助及び交付金で8万円の増。

十勝圏複合事務組合に対する負担金で、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合の統合準備に係る負担金の増でございます。

次に、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業、委託料で121万4,000円の増。

特定財源といたしまして、国庫補助金が121万3,000円の増、一般財源が1,000円の増でございます。マイナンバーカードなどの記載事項の充実、証明書等の様式変更などに対応するため、住民基本台帳システムを改修するものでございます。

統計調査費、住宅土地統計調査準備調査事業につきましては、事業費の内訳を変更するもので、統計調査交付金の配分額の確定に伴う経費の配分変更でございます。

続きまして、6ページでございます。

民生費の社会福祉総務費、社会福祉一般事業でございますが、財源内訳の変更でございます。福祉灯油等の支給事業に対しまして、北海道の単独補助金の交付内示を受けたため、道からの補助金50万円を増額し、一般財源を50万円減額するものでございます。

心身障害者福祉費、心身障害者福祉事業、委託料及び扶助費で677万8,000円の増。

国道支出金が508万3,000円の増、一般財源が169万5,000円の増でございます。制度改正に伴います電算システムの改修のための委託料と、対象者の増加に伴います自立支援医療費の増額でございます。

福祉医療諸費、未熟児養育医療費助成事業、償還金、利子及び割引料で14万1,000円の増。

未熟児養育医療費の前年度実績の確定に伴いまして、国庫負担金を還付するものでございます。

公衆浴場費、公衆浴場運営費、委託料で3万6,000円の増。

公衆浴場の管理清掃を委託しておりますシルバーセンターの賃金単価の改定に伴いまして、不足見込額を追加するものでございます。

災害救助費、災害救助繰替支弁事業、償還金、利子及び割引料で3万8,000円の増。



昨年8月の台風に伴います断水に当たりまして、給水活動を要請いたしました釧路市観光事業協同組合の夕食代の一部につきまして、領収書の記載事項が不十分とのご指摘をいただいたことにより、災害救助費の対象外という判断がなされました。これに伴いまして、道の負担金を還付するものでございます。

続きまして、労働費、労働諸費、季節労働者就労支援事業、工事請負費で486万円の増。

季節労働者制度の改正に伴います冬期間の生活支援のため、例年実施をしております事業で、今年度につきましては、パークゴルフ場横の河川敷地内の雑木処理を予定してございます。このうち、賃金相当分といたしましては、日額1万円で、延べ140人分を見込んでいるものでございます。

7ページをお開きください。

農林水産業費、農業委員会費、農業委員会運営事業、報酬で28万円の増。

農業委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定によりまして、新たに委員に就任された方は就任した月の分から、退任された方は退任された月の分まで報酬を支給することとなっております。本町の農業委員さんにつきましては、今年、改選となりましたが、任期が7月20日であるため、新たに委員になられた方の報酬が一月分不足するため、補正をするものでございます。

次に、林業振興費、有害鳥獣駆除事業につきましては、財源内訳を変更するもので、北海道の単独補助金の交付内示を受けたため、道からの補助金58万円を増額し、一般財源を58万円減額するものでございます。

水産振興費、沿岸漁業資源対策事業、委託料で560万6,000円の増。

今年9月の台風18号による流木処理業務を委託するための経費でございます。

次に、土木費、住宅管理費、大樹でかなえるマイホーム支援事業、報償費ひ負担金、補助及び交付金で690万円の増。

今年度創設されました住宅の取得に対する助成制度でございますが、当初見込みよりも多くの方にご利用いただいております、予算が不足することによる補正でございます。助成につきましては、商品券で2割、現金で8割となっております。当初、新築12件、中古住宅の取得3件で予算計上をしておりましたが、今のところ新築23件、中古住宅の取得4件を見込んでいるところでございます。

住宅建設費、日方団地建設事業、補償、補填及び賠償金で29万円の増。

南町の公営住宅の解体に伴う移転補償費で、移転戸数を7戸分で予算計上しておりましたが、9戸となる見込みのため、不足分の補正をお願いするものでございます。

消防費、災害対策費、防災対策推進事業につきましては、財源内訳を変更するもので、北海道の単独補助金の交付内示を受けたため、道補助金を230万円増額し、一般財源を230万円減額するものでございます。

8ページをお開きください。

教育費、学校給食費、給食調理事業、需用費、修繕料で155万1,000円の増。

給食センターの調理機器や設備の不具合が多く、修繕費を補正するものでございます。主なものといたしましては、炊飯関係機器が78万円程度、急速冷却装置で45万円程度となっております。

次に、社会教育総務費、子ども交流事業につきましては、財源内訳を変更するもので、南十勝長期宿泊体験交流協議会への補助金につきまして、特別交付税の措置対象となることから、当初予定をしておりました基金からの繰入金200万円を一般財源に振りかえるものでございます。

生涯学習センター費、生涯学習センター運営費、工事請負費で375万4,000円の減。

財源は、その他、基金繰入金300万円の減、一般財源が75万4,000円の減でございます。生涯学習センターの舞台音響、映像設備の更新、建物の修繕工事の完了に伴う減額でございます。

体育施設費、海洋センター維持管理費、工事請負費で11万9,000円の減。

海洋センター屋根防水工事の不用額の減額でございます。

高齢者健康増進センター維持管理費、工事請負費で28万1,000円の減。

屋内ゲートボール場の人工芝工事の不用額の減額でございます。

続きまして、9ページ。

事業会計繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金、繰出金で1,101万5,000円の増。

介護保険特別会計繰出金104万7,000円の増。

以上、合計で補正額4,188万4,000円の増。財源内訳といたしまして、特定財源が、国・道支出金967万6,000円の増、その他500万円の減、特定財源合計で467万6,000円の増、一般財源が3,720万8,000円の増となるものでございます。

続きまして、歳入について若干ご説明申し上げますので、事項別明細書の13、14ページをお開きください。

上段の地方交付税につきましては3,406万4,000円の減。

普通交付税の算定が終わりまして、交付額が確定したことによる減額でございます。予算を下回った理由といたしまして、基準財政収入額、収入見込みが想定を上回ったこと、それから、地域経済雇用対策に対する措置額の減によるものが大きな理由でございます。

次に、15ページ、16ページをお開きください。

一番最後の町債の臨時財政対策債でございます。2,162万2,000円の減。

これも普通交付税の算定が終わりまして、臨時財政対策債への振り替え額が確定したことによるものでございます。普通交付税と臨時財政対策債の合計5,568万6,000円が予算の計上額を下回っておりますが、平成28年度からの繰越金1億9,826万1,000円により、基金からの新たな繰り入れは行わない予定でございます。

続きまして、第1表、歳入歳出予算の補正を説明いたしますので、歳出の2ページをお開きください。

歳出合計、補正前の額63億879万8,000円、補正額、2款総務費から13款諸支出金まで、4,188万4,000円の増、補正後の歳出合計が63億5,068万2,000円。

続きまして、歳入の1ページをお開きください。

歳入合計、補正前の額63億879万8,000円、補正額、10款地方交付税から21款町債まで、4,188万4,000円の増、補正後の歳入合計が63億5,068万2,000円となるものでございます。

続きまして、第2表、債務負担行為補正を説明いたしますので、3ページをお開きください。

内容につきましては、債務負担行為の追加でございます。

事項、大樹高等学校海外見学旅行に伴う費用に対する助成。

期間、平成31年度。

限度額、国内見学旅行費を超える相当額。

大樹高校の新入生の募集に当たりまして、台湾への修学旅行もPRされることとなります。まちの政策といたしまして、修学旅行費用の一部を助成することとしておりまして、再来年の予算を担保するため、債務負担行為を設定するものでございます。1人当たり2万円程度の助成を見込んでいるところでございます。

次に、第3表、地方債補正について説明いたしますので、4ページをお開きください。

内容は、地方債の変更でございます。先ほどご説明申し上げました臨時財政対策債ですが、限度額を2,162万2,000円減額し、1億6,537万8,000円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上で、説明を終わらせていただきます。

#### ○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第85号平成29年度大樹町一般会計補正予算（第6号）の審議については、大樹町議会会議規則第54条ただし書きの規定を運用し、歳出のみ、款ごとに質疑をいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号平成29年度大樹町一般会計補正予算（第6号）については、歳出のみ、款ごとに審議を進めることに決定しました。

それでは、資料の平成29年度大樹町一般会計補正予算事項別明細書（第6号）の歳出の17ページ、2款総務費から、22ページ、13款諸支出金まで、款ごとに質疑を受けます。

初めに、17ページ、18ページ、2款総務費についての質疑を受けます。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、2款総務費の質疑を終了いたします。

○議長

次に、3款民生費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

この項の、今回の補正が557万円で、約30%ぐらいの増額だと思うのですが、この使用目的について、細部の説明をお願いしたいと思います。

○議長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

ご説明いたします。今回、額が大幅に増えているものにつきましては、自立支援医療の部分でございます。ここの部分につきましては、決められた病気につきましては、国、道の自立支援医療として認められているものについて、ある程度の本人負担のほかに、国と道で負担するというようになっております。今回、大幅に増えているのは、透析患者の方が増えているということでございます。このうち、新規の方が1名と、あとは、従来からかかっておられる方がいたのですけれども、その方も入院等がございまして、その分の医療費で大幅に額が増えているということでございます。

以上でございます。

○議長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

高橋英昭君。

○高橋英昭議員

先ほど災害救助費の返還金として3万8,000円あったのですけれども、領収書の記載がちょっとミスだったということだったのだけれども、実態はどういった内容だったか、説明願います。

○議長

松木総務課長。

○松木総務課長

こちらにつきましては、釧路観光事業協同組合の方たち、大樹町にお越しいただいたので

すけれども、当然、町内、断水でございまして、お泊まりは広尾にお泊まりいただきました。お食事、8時過ぎ、9時以降、食事をとっていただいたのですが、通常の食堂ではなく、焼き鳥屋さんと申しますか、そちらに行った折に、人数の記載がない、それから、明細の記載がないということを指摘されました。それから遡って確認をとればよろしかったのでしようけれども、そこまで事務として、向こうにも多分、ものが残っていませんので、去年の話なものですから、そこは致し方ないねと。要は、人数がわからなくて、1人当たりの飲食費が高いのではないかとか、もしかしたらアルコールを飲んだのではないかとか、そういう疑念を持たれたのだと思ってございます。

いずれにしても、実際に給水活動にご尽力いただいたのは事実でございますし、私も、こういう形で領収書を準備してくれという申し出も特に漏れておったものですから、今回につきましては、指導に基づき、返還させていただくというものでございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、3款民生費の質疑を終了いたします。

次に、19ページ、20ページ、5款労働費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、5款労働費の質疑を終了いたします。

次に、6款農林水産業費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

農林水産業費なのですが、前浜沈下流木撤去事業として一般財源で560万6,000円の補正なのですが、ここは事業として、今後、これ、町の一般財源で見ているのですが、一つは、国や道の財源助成というか、そういう展望は現在のところあるのかないのか。そして、今回、もしないとすれば、これは道や国で持つてほしいという要求をしていくことがあるのかどうか。それと、この事業が今回で完了して、全て完了ということになるのかどうか。今後のこともありますので、これは、繰り返しますが、町が責任を全部持たなければならないのかどうかということを含めて、再度、説明をお願いしたいと思います。

○議 長

瀬尾農林水産課長。

**○瀬尾農林水産課長**

沿岸漁業資源対策事業についてご質問でございます。

まず、事業でございます。今回、町単事業という形でご提案をさせていただいております。

この事業、実を言いますと、今年の9月に国の事業で沈木の撤去事業を行っております。これも実際に大樹の前浜に沈んでおります沈木を想定した事業ということで、国の事業を活用しながら9月に実施をしたところでございます。しかしながら、9月の台風によりまして、相当量の流木がまた海底のほうに沈下している状況でございますので、これら、シシャモ漁等々、今後における被害を最小限にやはり食い止めなければならないという観点から、今回、急遽、町単事業で実施をすることになりました。さきに申し上げたとおり、今年、既に国の事業を活用して撤去事業を行っているものですから、再度、国の事業の対象ということにならなかったものですから、今回、町単事業で実施をするところでございます。

以上でございます。

**○議 長**

酒森町長。

**○酒森町長**

ただいま農林水産業費の水産振興費で計上しております前浜に沈下している流木の撤去業務の内容についてのご質疑をいただいております。

今、担当の課長からもご説明を申し上げましたが、本来であれば、流木の撤去については、国並びに北海道の責任においてしっかり対応していただくということが本筋であるというふうには考えているところでもあります。ただ、残念ながら、今回、事業を実施したにもかかわらず、まだ大樹の前浜の海に沈木があるという状況が続いており、シシャモ、カニ等に影響があるという懸念があります。今回、年度内にさらに前浜に沈んでいる流木の撤去については、町単で事業を行うということで、予算の計上をさせていただいたところでもあります。今後、大樹町かわらず、十勝沿岸の4町3単協を通じて、今後この前浜に沈んでいる流木の撤去については、国並びに北海道のほうに要請をしていきたいというふうに思っております。ただ、残念ながら今回については、緊急性、または状況等も含めて、漁業協同組合等々のご相談をした上で、町単でこの事業を実施していきたいということでの予算計上でありますので、ご理解をいただければと思います。

**○議 長**

菅敏範君。

**○菅敏範議員**

この問題は、非常に漁業の振興から重要な問題だと思っております。予算措置の関係で、今回、町単独で実施をせざるを得なかった、取り急ぎの話ですから、そここのところはやむを得ないと思うのですが、9月に1回、国の交付を受けたからもう駄目というのではなくて、また新たな発生ですから、ここはぜひ国や道の交付をしてもらおう方向で取り組んでいく必要が

あると思いますし、今後も予測される事案でもありますから、当座は、緊急性の問題がありますから、それは町の単独事業の立て替えというか、そういうことは必要かもしれませんが、基本的には、町長言われたように、国、道が責任を持つ事案でないかというふうに思いますので、今後も強く上に要望していただきたいし、全てが、今回の9月の台風の沈下流木がこの時点で処理ができて完了というふうな認識でよろしいのですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

漁業者または漁業協同組合等からいろいろ沈木の関係での状況をお聞かせいただくと、例えば魚探みたいなもの流木、沈木のありかを確認するということではありますが、実際に作業に入った段階では、それが確認できないというようなこともあるというふうにお聞きしておりますし、海底内にあるということでもありますので、潮の関係、または高潮等々、いろいろ台風等の関係もあると思いますが、どうしても動くということ、または沈下が進んで沈んでいくというようなこともあって、作業がなかなかかどらないというのが実態であるというふうには聞いております。ただ、シシャモ漁等々を行っている漁業者の皆さんは、海の状況、どういう状況にあるか、どこにどうなっているかということは逐一把握しているというふうに思いますので、今回のこの予算をお認めいただければ、この撤去業務で幾らかでも回収できるかなというふうに思っております。今回のやつで全てさらえるということの保証はないかなというふうに思っておりますので、今後も海の状況によっては、その対応について、今、議員からもご指摘のあったとおり、国、道に対してしっかりと、そして強く要請していきたいと思っております。

○議 長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、6款農林水産費の質疑を終了いたします。

次に、8款土木費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

住宅の移転費なのですけれども、該当者というか、当該該当が増えたということなのですけれども、これは当然、事前にアンケートなりご意思なりを確認されていると思うのですけれども、具体的には何か特別な理由があって、このように補正になったのか。それから、次年度でもよろしいのかなと勝手に思っているのですけれども、そこら辺は、今回の補正にし

た理由というのをお知らせください。

○議 長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

今回の移転補償費につきましては、当初予算で7戸分ということで計上させていただいているのですが、そのうち4戸につきましては、今現在、寿の2号棟を造っておりますので、その4戸分なのですが、残り3件分につきましては、日方団地から他のあいっている、松山町ですとか、双葉町ですとか、鏡町ですとか、そういった空いたところに移転する人の分も見越した3件分、当初予算で計上させていただいたところなのですが、今、実際に完成しまして、引っ越しの手続などに入っているところなのですが、この段階で、新しい2号棟に入居者を選定していく中では、国道沿いから近いほうから解体を予定してございますので、そちらのほうに入居している方にお声がけて、どうでしょうかというお話をしているわけなのですが、そういった中で、声をかけた段階で、寿ではなくてほかのところに移転したいという方が実は当初より増えまして、今回、補正をお願いするということになっております。今、日方団地の入居者については、意向調査を毎年、去年もやっていますし、今年は今年でまたやっております。その時々で状況が変わりますので、今までは日方にそのまま住みたいという方も、他に移るとかということで、そのお声掛けしたときに意向が変わることもありますので、今回、そういった中で、解体の順番が来るのでしたら、今回、空いているところの別なところに引っ越したいという意向が増えたことによりまして、今回、2件分、それは寿以外のところに移転するというので、補正をお願いしたところでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、8款土木費の質疑を終了いたします。

次に、9款消防費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、9款消防費の質疑を終了いたします。

次に、19ページから22ページ、10款教育費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)



○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、10款教育費の質疑を終了いたします。

次に、13款諸支出金の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、13款諸支出金の質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出全般において、事項別明細書に記載されている内容について総括質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第85号平成29年度大樹町一般会計補正予算(第6号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 1 1 議案第 8 6 号

○議 長

日程第 1 1 議案第 8 6 号平成 2 9 年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 8 6 号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成 2 9 年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ 2, 4 4 2 万 7, 0 0 0 円の追加するものです。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林住民課長。

○林住民課長

議案第 8 6 号平成 2 9 年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2, 4 4 2 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 9, 4 4 1 万 7, 0 0 0 円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8 ページ、9 ページの歳出をお開き願います。

歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 1 1 2 万 1, 0 0 0 円の増。

国民健康保険の都道府県単位化に伴うシステムの連携により、事業状況報告システムを構築するための経費となつてございます。国庫補助金と国及び道の調整交付金により負担されることとなっております。

2 款保険給付費、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費、補正額 1, 1 0 0 万円の増。

高額療養費の支出見込みにより、予算が不足することから、増額補正をお願いするものです。

1 0 款諸支出金、1 項還付金、3 目療養給付費交付金等還付金、補正額 1, 2 2 7 万円の増。

国が負担している療養給付費等負担金の前年度精算額が確定しましたので、還付するものです。前年度において、見込額を基金に積み立てておりますので、基金からの繰り入れによ

り還付を予定しております。

4目特定健康診査保健指導負担金還付金、補正額3万6,000円の増。

特定健康診査保健指導に係る国及び道の負担金について、前年度の精算額が確定し、還付金が生じることから、増額補正をお願いするものです。

次に、歳入について説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開き願います。

歳入。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額35万円の増。

2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、補正額42万1,000円の増。

3目国民健康保険災害臨時特例補助金、補正額2万1,000円の増。

これは、東日本大震災による被災者で、国による避難指示区域における被保険者の保険税等の減免分について、国庫補助を受けるものでございます。

5款道支出金、2項道補助金、1目調整交付金、補正額35万円の増。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,101万5,000円の増。

2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金、補正額1,227万円の増となるものです。

次に、5ページ、総括の歳出をご覧願います。

歳出合計、補正前の額8億6,999万円。補正額、1款総務費から10款諸支出金まで、2,442万7,000円の増。補正後の歳出合計8億9,441万7,000円。

次に、4ページ、歳入ですが、歳入合計、補正前の額8億6,999万円、補正額、2款国庫支出金から8款繰入金まで、2,442万7,000円の増。補正後の歳入合計8億9,441万7,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第86号平成29年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 議案第87号

○議 長

日程第12 議案第87号平成29年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第87号にいて、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第2号）をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ204万8,000円を追加するものであります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第87号平成29年度大樹町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ204万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億3,983万8,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額181万6,000円の増。

これは、制度改正に伴う介護保険システム改修に係る経費及び介護保険に係る電送環境のISDNの廃止により、新たな保険者ネットワークに加わることになったための負担金が確定したことによるものです。

3項介護認定審査会費、3目認定調査費、補正額23万2,000円の増。

これは、認定調査員の社会保険料の不足分を増額するものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、3目介護保険事業費補助金、補正額46万円の増。

これは、システム改修に伴う国の補助金でございます。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額104万7,000円の増。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額54万1,000円の増となります。

次に、総括の歳出、5ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費、歳出合計、補正前の額7億3,779万円、補正額204万8,000円の増、計7億3,983万8,000円でございます。

次に、4ページの歳入です。

2款国庫支出金から8款繰越金まで、歳入合計、補正前の額7億3,779万円、補正額204万8,000円の増、計7億3,983万8,000円となります。

以上で、説明を終わります。

#### ○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

#### ○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

#### ○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第87号平成29年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### ○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第88号

#### ○議長

日程第13 議案第88号平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

#### ○酒森町長

ただいま議題となりました議案第88号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ153万8,000円を追加するものであります。

内容につきましては、老人デイサービスセンター所長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### ○議長

瀬尾デイサービスセンター所長。

#### ○瀬尾デイサービスセンター所長

議案第88号平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ153万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億1,093万8,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により説明いたしますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出。

1款居宅介護サービス事業費、1項居宅介護サービス事業費、1目通所介護費は、デイサービスの人事異動により、準職員が1名減り、正職員が1名増となったため、職員の人件費を補正するものです。

次に、6ページ、7ページの歳入をお開きください。

歳入。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額153万8,000円の増。

次に、総括、5ページの歳出をお開きください。

1款居宅介護サービス事業費、歳出合計、補正前の額4億940万円、補正額153万8,000円の増、計4億1,093万8,000円となります。

次に、4ページの歳入をご覧ください。

4款繰越金、歳入合計、補正前の額4億940万円、補正額153万8,000円の増、

計4億1,093万8,000円となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第88号平成29年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議事の都合により、あす12月6日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、あす12月6日は休会とすることに決しました。

#### ◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。  
本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時17分



# 平成29年第4回大樹町議会定例会会議録（第2号）

平成29年12月7日（木曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

## ○出席議員（12名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
10番 福岡孝道	11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人
副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行
総務課参事	大林一博
企画商工課長兼航空宇宙運動推進室長兼 地場産品研究センター所長	黒川豊
住民課長	林英也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼 町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	村田修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬尾裕信
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴木敏明
会計管理者兼出納課長	高橋教一
病院事務長	伊勢厳則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾さとみ

## <教育委員会>

教育長	板谷裕康
学校教育課長兼学校給食センター所長	角倉和博
社会教育課長兼図書館長	井上博樹

<農業委員会>

農業委員長

鈴木正喜

農業委員会事務局長

水津孝一

<監査委員>

代表監査委員

澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局 長

小森 力

主 査

真鍋 智光

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議 長

ただいまの出席議員は、12名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、  
1番 船戸健二君  
2番 齊藤徹君  
3番 杉森俊行君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議 長

日程第2 一般質問を行います。  
質問の通告がありますので、これより発言を許します。  
初めに、5番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、さきに通告してあります特産品の開発について、町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

それでは、特産品の開発は、当町においても、アイスクリームですとかワインなど、地場商品を生かした特産品の開発がされており、地域経済の活性化に寄与してきたものと考えております。今後とも地域経済のために特産品の開発が必要と考えますが、町長の考え方はいかがでしょうか。

具体的には、一つは、今までの町の特産品の開発についての評価とございますか、お考えのことが一つ。

それから、今後の特産品開発の考え方なり予定なりをお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○議 長

酒森町長。

## ○酒森町長

それでは、西田議員ご質問の、特産品の開発について、お答えをいたします。

町内で豊富に生産される農畜産物、海産物などを加工し、特産品としてブランド化を図り、付加価値を上げて提供することは、産業の振興、雇用の創出、まちのイメージ向上などが期待される重要な取り組みであります。

これまでの特産品開発につきましては、昭和59年、特産品の研究開発、流通調査などを行うため、地場産業開発振興会を設立し、季節のふれあい大樹会や物産まつり事業などに組み込んでまいりました。

昭和61年には、特産物直売所を柏木町に開設、平成4年に閉鎖をしております。

平成2年、地場産品研究センターを整備し、木イチゴワイン、アイスクリーム、ナチュラルチーズなどの特産品が開発され、町内事業者により製品化、販売をされました。

平成3年、特産品開発などに取り組む個人団体が行う施設整備に対し、100万円まで補助する大樹町地場産業奨励事業を制定し、取り組みを支援してまいりました。

平成23年からは、ソフト事業も補助対象とし、販路拡大、技術研修などの取り組みなどにも支援し、現在に至っているところであります。

大樹町は酪農が基幹産業であり、雪印メグミルク大樹工場でチーズを製造しているほか、5軒の酪農家がそれぞれ特徴ある自家製チーズやチーズケーキ、ヨーグルトなどを製造販売しており、チーズの味噌漬けや大樹オリジナルのカマンベールチーズなどもあり、多種多様な乳製品がそろっております。

また、生ハムやソーセージ、ハンバーグなどの肉製品、鮭トバやイカの沖漬けなど、海産物の加工、製造、販売を行う農家、漁家もおり、バラエティに富んだ特産品がそろうようになってまいりました。

これまでの特産品開発には長い年月を要しましたが、6次化に取り組む意識の改革もあって、成果があったものと評価しているところであります。

しかし、特産品の種類や販売方法等に不足している点もあり、まだまだ改善の余地があるものと認識をしております。

今後の特産品開発の考え方と予定につきましては、高校生議会でも提案のあったロケットたい焼きのような地域の特色を生かした特産品の開発に取り組む方々に対し、引き続き地場産業振興奨励事業補助金によりご支援をしてまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税の返礼品としての活用や、姉妹都市、友好都市、銀河連邦などの物産展にも参加し、特産品の販売とPRに努めてまいりたいと考えております。

## ○議 長

西田輝樹君。

## ○西田輝樹議員

それでは、何点か質問させていただきたいと思います。

まず1点目なのですが、昭和59年、地場産業開発振興会を立ち上げて、いろいろ

ふるさと大樹会のことですとか、物産まつりなどにもいろいろ頑張ってきた経過については承知しました。

それで、一つは、平成3年、地場産業開発振興会の当時にも補助制度があつて、それぞれ補助金の制度もあつたやに記憶はしているのですが、この平成3年度からの、いろいろ補助されていて、チーズ関係の産業が起きてきたりとか、いろいろあるのでしょうか、町長、例えばこういうふうなそれぞれの補助金の事業の中で、これは成功したぞとか、ちょっとこれは不十分だったぞというような、そういうふうなご認識があれば、ちょっとまずお話しただければと思います。

**○議 長**

酒森町長。

**○酒森町長**

ただいま、平成3年度から行っております地場産業奨励事業の中身についてご質疑をいただきました。

私、当時、実は農林課の係長を拝命しております、この事業を通じて、酪農家、畜産農家のそれぞれの地場産品に関する施設整備を行った経緯があります。

その中で、今現在も大樹町で地場産品の生産、そして販売を手掛けている方々が何名かいらっしゃいます。この段階から大樹町の事業を活用して整備をした成果が今現在につながっているというふうにも思っているところであります。個別に具体的にそれぞれの案件についてどうかということは、この場では差し控えますが、この場で生産者の方々とともにどういう形で施設整備をできるか、この事業を活用して地場産品の製造、販売を手掛けられるかということと一緒に相談をして、整備をしたということが思い出されているところでもあります。

ただ、残念ながら、整備を進めた中で、今現在、牧場が廃止をされて、その生産が止まっているということも、そういう事例もありますが、おおむねこの段階から、当時は施設整備を中心とした事業展開でありましたが、それが核となって、今現在の大樹町の特産品の状況にあるというふうには言って差しつかえないのではないかなというふうに思っております。

**○議 長**

西田輝樹君。

**○西田輝樹議員**

全体的な中で、私もこの制度というか、地味ではありますが、本当に地域経済とか、個々の商業活動だけでなく、本当に底上げに寄与している事業で、地味ではありますが、これからも続けていただきたいものだなというふうに思っております。

高校生議会でも提案がたくさんありましたので、それにならって、私もちょっと批判ではなくて、提案といいますか、その中で、ちょっと気になることは、自分自身も町長と同じように、一時期、担当していた時期がありますので、本当は心苦しいことなのではけれども、ちょっと今反省しているというか、例えばハード的な補助事業だったから仕方がないといえ

ば仕方がないのでしょうけれども、今は色々なソフト的なことについても応援していただいているようで、大変結構なことだと思うのですが、例えば各事業者の方がその補助事業を受けて、その後の、例えば協議会なり異業種交流なり、その以前も以後も、そういうふうなことというのは必要でないかなというふうに思っているのですけれども、そういうふうな、この補助制度を受けた方々の、例えばアフターフォローというふうな面では、その必要性を感じておいででないでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員もご承知のことだというふうに思いますが、平成3年度に整備をしました地場産業奨励事業は、施設整備をメインとしているところでありまして、平成23年度からは拡大をして、ソフト事業も対象にしているところでもあります。今現在、この事業で特産品の開発、または製造、販売を行っている皆さんは、全ての対象の方々とは言いませんが、ネットワーク的なものはそれぞれおありなのかなというふうに思っておりますし、共通する生産者、お仲間の方々でいろいろ情報を共有しながら、切磋琢磨してくれているかなというふうに思っているところでもあります。

また、今現在、販売等の関係も含めて、ふるさと納税の特産品としてのかかわりも含めて、地域おこし協力隊の隊員が、そういう仲介であるとか、いろいろな相談にもものっているという状況もありますので、いろいろそういう部分では、今は非常にいい状況、いい環境にあるかなというふうに思っているところでもあります。

具体的にそういう方々を募って協議会的なものということは、今のところ想定はしておりませんが、そういう方々からそういう要望があれば、そういう組織づくりが必要だということであれば、それは私どもの役割かなというふうには思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

なかなかそれぞれの方々、自分のことで目一杯の面もありますので、ぜひリーダーシップというか、行政のそういうふうなリーダーシップなども産業振興に非常に有効でないかと思えますし、事業のフォローアップというふうな面からも、ぜひ行政のかかわり、箸の上げ下ろしまでというふうな意味でなくて、さらに自主的な活動を促進していくような、そういうふうな応援をぜひ行政でも考えていただければというふうに思っております。

それから、次の2番目の地場産品研究センターのことなのですが、アイスクリームやワインについては、そこの研究開発に携わる人もいて、農協の要請などもあったのでしょうかけれども、積極的にワインなどに関しましては町のかかわりあいの中で、地場産品というか、そういうふうな特産品の開発をされてきた経緯があります。

いろいろ専門の人を置くとか、こういうふうな厳しい財政の事情でございますので、そこ

はいろいろ難しいものがあるのでないかなと思うのですけれども、いまいち、例えば今の地場産品研究センターも、一時期、廃止にするとか、そういうふうなことも行政のほうでお考えのようでしたけれども、今、何か宙ぶらりんのような状態で、新しいものにつくり変えるとか、または廃止するとか、いろいろ方針が定まっていないので、例えばそこを利用して、何でも専門家の方ばかりでなくて、農家のお母さんとか漁家のお母さんがそういうふうな余っているもので商品化するケースなどもあるものですから、そういうふうな地場産品研究センターをどうするかということも、町で明確なお考えを持たれたら、例えば私の存じている人は、個人で農産加工のものを補助事業をもらって、ご自分で試験研究みたいなことをおやりになっている方もいますので、そこら辺、地場産品の研究センター、今後どのように、僕は地場産品研究センターというのは、特産品の開発の中核であると思っておりますので、そこら辺のまず考え方をお聞きしたいと思います。

#### ○議 長

酒森町長。

#### ○酒森町長

先ほどの答弁でもお答えをさせていただきましたが、地場産品研究センター、平成2年に整備をして、当時から専任の研究員を置いて、大樹町の特産物である地場産品の研究開発を行ってまいりました。その中で、アイスクリーム、木イチゴワイン、そしてナチュラルチーズ等の特産品の開発が行われ、特にアイスクリーム、チーズなどは、今現在も多く、特にチーズは5軒程度の大樹町での開発、そして製造、販売につながっているのかなというふうに思っているところであります。施設は、議員もご指摘のとおり、かなり老朽化しているという状況にありますし、今現在、専任の職員も配置できていないということで、今現在の活用という部分では、地場産品の研究開発というよりは、それぞれの農畜産物、水産物の加工を行う施設という意味合いかなというふうに思っているところでもあります。

また、別な面で、他方、今現在、私どもの地場産奨励事業等を使ってチーズなどを開発している、例えば酪農家さんについては、この施設、地場産品研究センターから育ったということではなくて、独学で進めて、自分の施設整備を行っているというような新たな流れが出てきているというふうにも感じているところであります。

施設が老朽化しているということも含めて、今後、あの施設をどうしていくかというのは、議員がご指摘のとおり、明確なビジョンはまちとしてはまだ見据えていない状況にあるというふうに思います。

地場産品研究センターの活用については、利用者の方々がそれぞれ自らの立場で、自らの農畜産物、海産物の製造を自家用の部分を行っているという状況でありますし、施設の清掃等についても、それぞれ特定の日を決めて独自でやっていただいているという形で運用をしております。

今後、施設が老朽化している、備えている備品の耐用年数もきているというようなこともありますので、今後どうしていくかは、利用者の方々とも相談をして、方向性を定めなけれ

ばならないというふうに思っております。

今現在、あそこをリニューアルして、地場産の研究開発にさらに取り組んでいこうかというところまで思い切った施策を打てるかどうかというのは未知数でありますので、今後、利用者の方々、または大樹町で新たに特産品を開発していきたいという方々がいらっしゃれば、そのご意向を確認した上で、方向性については見出していかなければならないというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

施設のハード面についてのお考えのほどはわかりました。ぜひどういうふうにするかというのを、施設利用の方ばかりでなくて、役場の中のいろいろ関係部局で協議していただきたいというふうに思っております。無理くりあれをすごいスーパー研究センターにしてほしいというのでなくて、例えば他の町村の例や、それから、今までの経験則の話なのですけれども、研究員の方がおいででなくても、十勝圏の食品加工技術センターなどのそういうふうな研究員の方や、開発関係の職員さんも、近間には帯広にもそのような施設があったりとか、僕もそこまで調査はしておりませんが、身近な例では、池田町の例がいいのかもしれませんが、地域おこし協力隊員の方が、ちょっと食品加工とは違うのですけれども、鹿の皮をなめして、新聞には、お財布ですとか、いろいろ名刺入れとか、そういうふうなものをしたように、僕は地域おこし協力隊なども、大樹にたくさんおかげさまで配置いただいているので、そういうふうな人のことを意識した募集をすとかということで、いろいろお金をかけなくても、特産品の開発の、そういうふうな住民の方ともども、できることというのはあるのではないかと思うのですよね。いつも言っていて恐縮ですけれども、島根の隠岐島に海士町（あまちょう）というところがあって、そこでは本当に具体的に地域おこし協力隊の方が、輸出もできるような、そういうふうな特産品を開発している事例もあるのですけれども、町長は地域おこし協力隊員の活用だとか、十勝圏の食加研という、十勝圏食品加工技術センターの利用とか、そういうふうなことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

特産品の開発に向けて、十勝管内にある他の組織のお知恵を拝借するという事は、方法論としてはあるかなというふうに思っております。また、地域おこし協力隊員に、そういうもくろみで、目的で、地域おこし協力隊員を採用して、業務に担当してもらおうということもあろうかなというふうに思っております。ただ、今現在、私どもそこまで具体的な、この部分についての特産品を開発していこうというようなもくろみは今現在持っておりませんので、具体的にそういう形で事業を展開していくという予定は、今現在、しておりません。また、仮にそういう形で地場産品研究センターを核として特産品を新たに開発をしていこうと



いうことであれば、やはりあそこのハード面については、何らかの更新なり整備は必要だというふうには認識しております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今、町長のご答弁の中で、私はこう思うよということを1点、ちょっと申し述べさせていただきます。

自家用の、農家のお母さんとか漁家のお母さん方が利用されていても、僕はそういうふうなものの中からこそ、特産品というのは、大樹ならではのものというのが製品となっていくほうが、より地に足のついた特産品でないかなというふうに考えておりますので、積極的にそういうふうな、僕は特産品というのは特別な無理くりつくるものでなくて、その中の生活の中から生じてくるものももっともっとたくさんあるのでないかなというふうに考えております。その後の質問の前に、町長のお考え、ちょっとそこら辺、確かめたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

特産品というものは、私も、今、議員がおっしゃったとおり、長い年月をかけてこの地域で育まれてきたというか、本当にこの地域ならではの食材加工方法などが特産品に発展していくということが一番望ましいというふうに思っております。全く新しい食べ方、新しい調理方法を特産品に育てていくというのは、非常にやっぱり長い年月がかかるというふうに思いますので、地場産品研究センターでそれぞれが加工している中から、新たな特産品としての販売につながっていくものが出るということが、私は一番望ましい特産品のあり方だというふうに、議員と同じ思いでおります。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

これ、私のオリジナルでなくて、同僚議員が話したのをちょっと拝借しての提案でございますので、恥ずかしいのですが、議員間交流とか何かで、友好都市とか姉妹都市のほうからお土産などをいただいたときに、その中で、大樹のお土産というか、こちらからお贈りするものも、なかなか生もの多くて、何か足の長くて、輸送しても、お持ちしても、いいものがなかなかないよねというようなお話をしたことがあります。私もそのときは、自分はお酒を飲みませんし、余りぴんとなかったのですけれども、今回、特産品の開発だとか、そういうふうなことの中で、チェックという中で、そういえばそういうふうなお話も出ていたなということで、大変恥ずかしいようなことなのですが、特産品は、町長もご答弁いただいたように、産業的な、そういうふうな側面もありますけれども、郷土の町民としての誇りというか、誇りと言えればちょっと大げさかもしれませんが、自慢のものという

か、そういうふうな側面もありますので、やっぱり町民が、私も含めて、そういうふうに議員の交流ばかりでなくて、親戚のところを持っていくにも、何か持っていくやすいような、足の長いようなものとか、そういうふうなことなども必要でないかなというふうに思っているのですが、町長はそういうふうなことはご不自由をお感じになったことはありませんか、日持ちがするというふうな。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員もご承知のとおり、大樹町は農畜産物、海産物の産地でありますので、それを加工した特産品が製造、販売されております。私は、例えば農畜産物、海産物も含めて、フレッシュなものをお届けするというのも、大樹町の特産品の大きな特色であるというふうに思っているところであります。今現在、日持ちのする、足の長い特産品が少ないというご指摘かなというふうに思っております。今現在、大樹町で生産される農畜産物、海産物で、どういう形でそれが可能かどうかというのは、ちょっと今現在、思いつかないことなので、具体的には答弁を申し上げるわけにはまいりませんが、今後、そういうものも開発されていけばいいかなというふうに思っておりますが、大樹の、例えば水産物、農畜産物、チーズ等をおみやげとしてお届けしたときに、大変喜ばれておりますし、それが大樹町の特色を生かした、私は特色のある特産物だというふうに思っておりますので、そういう部分で、不便、または不満ということはないのですが、そういうことを感じたことは今まではありません。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今、俗に言う特産品のことについてのお考えをお聞きしましたけれども、ちょっともう少し産業に影響を及ぼすような特産品の考え方で、町長にお聞きしたいことが何点かありますので、隣の芝生はというような言葉もありますから、全部が全部というふうなことではないのですけれども、例えば農業関係のことで言えば、鹿追などでは、チョウザメとかマンゴーとか加工用のキャベツなどを盛んにつくっておりますし、池田町などでは、青山というところだと思っておりますけれども、西洋ワサビですか、そういうふうなものですか、清水町ではニンニクだとか、浦幌では、自分の記憶しているところでは、ギョウジャニンニクだとか、ハマナスの花を盛んに、これは高校生や何かが頑張っている商品化に向けて特産品化していますし、お隣の忠類などでは、ユリ根ですとか、大樹も頑張っていますけれども、豊頃などの大根だとか、それぞれ、僕の思っているような新聞とか何かの知識ではございますけれども、そういうふうな特産品などが新聞紙上から見受けられます。

それで、大樹町などは、例えば農業用の試験圃なども用意されていますし、それから、町と農協でそのような予算などもされて、いろいろ活動されていることは承知しておりますが、酪農のまちというような、そういうふうなこともあるのでしょうか、そればかり

に偏っては、いつどんなことが起きるかもしれないので、産業的にもそのような、農産物でもいいですし、水産物でもいいのですが、第2、第3の特産品の準備というようなことも必要でないかというふうに考えているのですが、その点はいかがでしょう。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

私が申すまでもなく、大樹町の一番の基幹産業は農業でありまして、その中でも酪農がメインであります。酪農というのは、生乳を生産して、それを、大樹町、広尾町は雪印メグミルク大樹工場にチーズの原料として供給することです。私は、酪農経営、農業経営にあって、多種多様な経営体があってもいいというふうには思っております。6次産業化を目指す経営体もあっていいというふうに思っておりますが、大樹町の酪農に関しての最もメインなことは、安心・安全な原料を供給していく使命だというふうに思っておりますので、大樹町の酪農振興のメインは、しっかりした安心・安全な食料、原料を生産していくということが一番根幹にかかわる大事なことだというふうに思っております。そういう中で、付加価値を高めるというようなことも含めて、それぞれの方々が新たな取り組みを通じて、自分のところの牛乳など、または農畜産物を加工して販売していくということも当然あってしかるべきだなというふうに思っております。

それぞれの自治体でそれぞれの特産品といいたいでしょうか、生産物がいろいろな形で生産されているということは私も承知しておりますし、例えば畑作物であれば、大樹町もナガイモ、ゴボウ、または薬用作物といいたいでしょうか、そういうものも試験的にも、そして実際にもう契約栽培も行われているところでもあります。今後、新たな作物の導入等については、普及所等、または農協のそれぞれの生産部会等を通じて、研究開発、または試験栽培等がされていくというふうに思っております。その中から、大樹町の地場、そして地域の気候にあったものが見つかれば、それが生産されていくということにつながるのかなというふうに思っているところでもあります。

大樹町で特産品として研究開発がなされたハスカップ、今現在も数戸の畑作農家で作付が行われておりますが、ジャムを開発するところから非常に高評価を得ているというようなことで、製造について、作付の拡大をお願いされているというお話も伺っておりますので、そういう部分で、まちがご支援、ご協力できる部分があれば、しっかり対応していきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

そのようなことですので、本当によろしく願いいたします。

質問ばかりではあれですので、一つ提案といえますか、お話を聞いていただきたいことがあるのですけれども、例えば同じ安心・安全なもの、もちろん100%、それは絶対の要

素ですので、それは生産者も消費者も大変ありがたいことだというふうに思っていますし、一番大切なことだと思っております。

日ごろ、そういうふうな職についているわけでもないですし、あれですけども、このごろ、機能性食品ですとか、ヨーロッパなどの非常に珍しい野菜だとか、あとは、必ず隙間の産業というのがあると思いますので、ミニ野菜というのですか、今、家族がすごく少なくなったり、おしゃれなそういうふうなミニ野菜など、まだまだビジネスチャンスとしてあると思われるものもたくさんあると思います。キヌアとか、つい最近の新聞では、和寒町のカボチャの種のことなども出ておりましたので、まだまだ今あるものを高度活用するなり、それから、隙間となっているようなものもありますので、ぜひそういうふうなことも考えていただきたいと思います。

今、町長、いみじくも薬草栽培の、そういうふうなことも頑張っておいでの方もいるし、そういうふうな振興も考えているよというふうなお話を聞きましたけれども、僕も薬草栽培はすごくいいなと思って、一般質問ではなくて、決算か何かのときにも、試験圃の活用でそういうふうなこともできないのですかということをお聞きしたと思うのですが、いろいろ実際につくっている方のお話を聞いてみたら、いろいろ農薬が使えないとか、それから、人手が非常に、機械化されていないから、本当に地を這うような、そういうふうな栽培をしなければならぬので、これは大変だねというふうなお話を聞いておりますけれども、でも、同じ町長のそういうふうなお考えの中で、薬木というのですか、そういうふうなものだったら、木を植えて、周りの草をとって、そして比較的人手がなくてもできるようなこともあるのではないかなと思うのですよね。ご答弁というよりも、そういうふうなこともありますので、今あるものもさらに手を入れて、考え方のそういうふうな手を入れて、ぜひぜひ特産品の開発に意を注いでいただければというふうに思っております。

それから、これは最後にしますので、特産品の開発、それぞれ役場ばかりでなくて、農協さんとか漁協さんとか、それぞれ皆さん、個人でも団体さんでも、それぞれ頑張っていることは承知しておりますけれども、特に役場の中の連携といいますか、売ることとか何とかなることや、地場産などのセンターについては商工のほうで担当されていると思いますし、今、後半のほうでお話ししたのは、農林課のほうの、そういうふうな作物の栽培とか何かだというふうに思っておりますけれども、ぜひぜひ形に見えるような、外から見て、役場の中の連携が非常にいいよというふうな、そういうふうな形にぜひぜひ町長のリーダーシップで、新しくなくてもいいのですけれども、新しい特産品や、本当に大樹の町民が誇れるような、そういうふうな特産品の開発に頑張ってくださいと思うのですけれども、町長に、最後、決意のほどをお願いして、最後にしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま薬用作物も含めて、いろいろな取り組みがあるということでのご質疑もいただい

ておりますし、議員ご自身もいろいろなアイデアをお持ちだというふうにも聞いておりました。私どもの地場産業振興奨励事業補助金、町民の方、民間の方でいろいろなアイデアをお持ちの方を、地場産業として特産品の開発に形づくっていくということをご支援する事業でありますので、議員、いろいろなアイデアをお持ちだということが今わかりましたので、ぜひ自ら手を挙げて、この事業で商品開発をされてはいかがかなと思っております。

大樹町でも、この事業を通じて、それぞれの町民の方々のいろいろなご相談をお受けして、事業化、形にさせていただいております。この窓口は企画商工課が務めておりますが、それぞれ所管するセクションで、いろいろな町民の方からのご相談を事業化に結びつけているというふうに思っておりますので、そういう部分では、私は横の連携、または役場内の組織の中の連携はできているかなというふうに思っております。さらにその連携を進めた中で、一つでも多く、この事業を通じて特産品が開発されるように、今後も努めていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

最後、やめようと思ったのですけれども、町長の一言で、もう一つ、今おっしゃったのは、自分で事業を起こしてやれというような、そういうふうなお勧めのお言葉なのですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

議員に限らず、町民の方で、そういう思いがある方があれば、この奨励事業を通じて、まちとして応援していきたいという意味合いでございました。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それなら了解です。僕もいろいろ地場産のことといいますか、そのような産業振興のことは一番ベースになるもののうちのひとつだというふうに日ごろから考えております。大樹の町民の方が、ぜひぜひここに住んで嬉しいというふうに思っただけのことの中の一つに、そういうふうな誇りを持てるようなことも必要ですし、できればご飯のもとになるような、そういうふうなことも必要ではないかということで、今回、特産品のことを取り上げさせていただきました。どうもありがとうございます。

○議 長

続いて、11番柚原千秋君。

○柚原千秋議員

さきに通告しました、農作物堆積場、いわゆる土場の整備について、町長にお伺いいたします。

大樹町の主要作物である甜菜、馬鈴薯の1戸当たり面積の増加によって、秋の収穫期における堆積場、土場の選定、確保が難しく、今年のように断続的に雨が続くと、出荷日の遅れや輸送計画に支障が出て、生産者も運送会社も悩み、圃場現場での積み込みは運転手泣かせと言われるゆえんであると言っても過言ではないと思っております。

過去に山砂（火山灰）なのですが、運搬助成によって、簡易的な堆積場整備を進めた経過があったというふうに私は記憶に残っているのでありますけれども、主要な耐冷作物として、輪作体系に欠かせない甜菜、馬鈴薯を安定的に生産維持していくためにも、JA大樹町と十分協議の上、恒久的な堆積場を年次計画で整備を進めてはどうか、町長のお考えを伺います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

柚原議員ご質問の、農産物堆積場、土場の整備についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、近ごろの天候不順により、てん菜またはバレイショなどの農産物の品質の向上を図る上でも、堆積場の整備は必要である、重要であると認識はしているところであります。

特に近年では、ジャガイモシストセンチュウが十勝管内においても発生が確認されており、一度侵入した圃場、地域から根絶させることが困難で、厄介な害虫だと言われております。

この害虫の発生の大きな要因の一つとして、車両のタイヤなどに付着した土壌の移動などが原因であると言われていているところでもあります。

堆積場の整備は、畑への害虫の侵入防止策としても有効な手段であると考えておりますので、今後、関係機関と協議を図りながら、生産者が堆積場の整備を進められるよう、検討してまいりたいと考えております。

○議 長

柚原千秋君。

○柚原千秋議員

本日は1月並みの寒さだとテレビで言うておりましたけれども、まだビートの搬出が残って、私、今日、議会に来るときに、ダンプとすれ違いました。これも天候の、雪とかそういうので遅れたのだと思うのですけれども、生産者にとっては、テントの雪おろし、大変ご苦労されていると思っております。幸いに雨などが混ざっていなかったのが、比較的楽ではないかと思うのでありますけれども、大変な仕事であります。

ちょっと余談になりますけれども、余り時間、長く喋らないので、ちょっと聞いていただきたいのですが、今年の北海道の甜菜は、ご承知のとおり大豊作で、大樹町においても移植の部で平均7.2トン、それから、最近、直播も増えてきましたから、それを含めても平均6.5トン、昨日から始まりました大樹農協の懇談会での報告であったというふうに聞いて

おります。それが政策支援対象数量64万トンなのですね。その64万トンを超えるとみられるそうで、生産者ももろ手を挙げて喜べるというようなことではなく、多少不安はあるのだと思います。

さて、私の経験から申し上げたいのですが、土場の部分は、翌年になっても、積み込み時の重機の踏圧によって固くなり、ブルドーザーによる心土破碎をしても100%解消されなく、水たまりができる場所もあったり、水はけが悪くなり、トラクターの管理作業、特にスプレーヤー、最近のスプレーヤーは大きいですから、そういうところで仕事に支障が来て、苦勞すると。それが、今年だけでないのです。数年先まで悪影響が残るのです。そういうことから、昨今、GPS活用によるスマート農業時代と言われる中、病虫害、あるいは環境の点からも、足元の土場の整備は特に私は必要性を強く感じるところであります。

中央の畑作地帯では、更別から向こう、火山灰採取地に近いという地の利もあってか、堆積場の整備は、多く私は見られていると思います。

そこで、管内で第3位の行政面積を誇る大樹町で、火山灰の埋蔵地というのがあるものかないものか、その辺、ちょっとお聞きしたいのです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

その関係は、ひょっとすると議員のほうがお詳しいのかもしれませんが、私も過去に、農林課時代に、火山灰を購入するとかという段階では、大樹町内から購入したことはなかったかなというふうに思っております、一番近くでは、忠類の坂を上がったところの上に販売用の火山灰が堆積されておりますが、あとは糠内とか、そういうところから、近隣は火山灰を買うということで、大樹町では火山灰が採取できるような山はないというふうには認識しております。

○議 長

柚原千秋君。

○柚原千秋議員

今、町長のご答弁のように、やっぱり大樹町が堆積場の整備が今まで余り進んでいなかったというのは、そういうことも私はあるのではないかなと思います。

私、この質問を提出するに当たって、町長のご答弁の中にありました、ジャガイモシストセンチュウについての文献をちょっと読んでみました。これは町長ご答弁のとおり、大変厄介であるということで、国際的重要な馬鈴薯の害虫というふうに書いてあります。分布図も、私、見ているのですが、非常に拡大というか、拡散しているというのか、この分布図を見ると、本当に近隣まで迫ってきているなど、ただただ本当に驚いておるところであります。本町の畑作、輪作体系上、畑作4品はなくてはならないのでありますから、崩れることなく、侵入、発生しないことを願うばかりであります。

また、ビートも、ここ二、三年、西部萎黄病などという新しい病気が出てきたのですが、

これは恐らくアブラムシか何かの媒介なのだろうというふうに思うわけでありまして、畑作も畜産も、農業というのは病虫害との戦いだなというふうに私は本当につくづく思っています。

以上、検討を進めてまいりたいと町長のご答弁でありますので、検討というのは大変意味が深いのだそうでありますから、私も期待をして、質問を終わらせていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございました。

○議 長

休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

続いて、9番志民和義君。

○志民和義議員

さきに通告してありました3点について、町長に質問いたします。

まず、1点目について、国民健康保険料の軽減について。これ、国民健康保険料という報道になっていますけれども、それぞれ町村で国民健康保険税ということですので、通告してありましており、国民健康保険料ということで質問いたします。

国民健康保険の都道府県化に伴って、保険料の増加が問題になっております。町としても軽減に努力されていると伺っております。

そこで、このたび厚生労働省が市町村から都道府県に移管後も、市町村の一般会計から国保財政への繰り入れを当面認める方向だと伝えられております。経過はどのようになっているか伺いいたします。

また、引き続き国保料の軽減に向けて、国や道に働きかけを行うよう、伺いたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

志民議員ご質問の、国民健康保険料の軽減についてお答えをいたします。

まず、国民健康保険税に係る経過等についてですが、保険税は、北海道が算定する市町村ごとの国民健康保険事業納付金を基礎として、市町村の特別会計における歳入歳出を考慮して決定することになります。



北海道では、第1回から第3回の仮算定により、算定方針を固めてきましたが、10月中旬に国から提示された仮係数をもとに、当初予算に反映させる納付金の概算額を算定し、先ごろ通知されたところであります。この後、12月下旬に国から提示される確定係数をもとに、再度算定が行われ、平成30年2月ごろに納付金の確定額が示されることになっております。

今回通知された概算額では、各種の基礎データにおいて、平成30年度の推計数値が使用されたことや、公費の配分が市町村に手厚くされたことなどから、仮算定時に示されていた納付額と比較すると大幅に抑制され、当町における一般会計繰入金などを含めた1人当たりの税額は1.1%程度の増加にとどまるものとなりました。

しかしながら、今回の制度改正に当たり、国保会計の赤字解消が求められておりますので、保険税の増額についてはやむを得ないものとなっております。

税率の改定に当たっては、今までに3回の国保運営協議会を開催していただき、幾つかのパターンを設定した上で、区分ごとの徴収割合や税率の上げ幅による所得階層ごとへの影響などを考慮して検討を進めていただいているところであります。

国保会計の赤字解消については6年程度を目途とするという指針が示されておりますので、一般会計からの繰り入れにより、税率の上げ幅を段階的に調整していく町単独の激変緩和措置を実施していきたいと考えているところであります。

国保税の軽減に向けた国や道への働きかけについてですが、制度改正に当たり、多くの公費が導入されておりますし、北海道においても市町村の財政支援のための配分が行われております。また、その結果として、多くの市町村で1人当たりの保険料が減少する見込みであることなどから、当面は、改正後の運営状況について、推移を見守っていききたいと考えております。

## ○議 長

志民和義君。

## ○志民和義議員

質問提出後、負担の増えるところがごく僅かの町村というふうに報道されておまして、十勝の場合は1町村のみということで、大樹町はむしろ下がるほうということで、今、町長、答弁ありました。これもひとえに、1年前ですか、大樹も、特に南十勝が上がるということで、町長も近隣町村の町村長の皆さんとも緊密に連携しながら、素早い機敏な対応をとっていただいたと。こういうことが、やっぱりこういう結果に大きく私はつながったというふうに理解をしているのです。

それで、今後ともやっぱり心配なこととして、この激変緩和、こういうものやっつけていくのですけれども、国保税の国が求めていることというのは、やっぱり前々から、いわゆる一般会計からの繰り入れ、これは法定外繰り入れだということで、段階的に解消するよう指導していくということなのですが、やっぱり町民一人一人の立場に責任を持っている町村として、自治体として、私はいろいろな状況から、一般会計からの繰り入れというのは、やっぱ

り今後も認めていくべきだというふうに考えています。それはとりもなおさず、やっぱり国民健康保険税の高さ、負担の重さ、このことは前々から言われておりまして、万が一、上がったら滞納する人がふえていくことにもなりかねないという、そういう心配も一方でありますので、その点、引き続き強く求めていっていただきたいというふうに考えております。その点について、いかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほどご答弁の中でも申し上げましたが、大樹町の国保税、それぞれ加入者の方からご負担いただくものが、大樹町は下がるという、今のところの算定ではありません。上げ幅が大幅に減りましたが、それについては、今よりは上がるという答弁をさせていただきましたので、その対応として、激変緩和措置を検討しているということですので、その点についてはご確認をさせていただきたいと思います。

国保会計に限らず、会計については、歳入と歳出、それぞれの中でやりくりするというのが全ての事業会計の大きな目的、方針であるというふうに思いますので、国保会計に限らず、加入者の方々、または公費も含めて、その中でやりくりしていくような会計運営が一番望ましいというふうに思っております。ただ、いかんせん、今までの状況を顧みても、国保会計加入者の方々の減少等に伴う保険料の増額、高額ということもありますので、少なからず公費、町費での負担もやむを得ないかなというふうに思っております。

今後、これが北海道全体での事業展開となりますが、今後もそれぞれの保険料の徴収については、まちの役割でありますので、滞納者が発生しないような、徴収については万全の体制で今後も臨んでいきたいというふうには考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

そういうことで、やむを得ないということで、私もそのとおり、やむを得ないという、やっぱりそういう考え方を持っております。引き続き全力で取り組んでいただきたいと、一般会計からの繰り入れも検討の中に一つ入れていただきたいというふうに考えております。

次にいってよろしいでしょうか。

○議 長

はい。

○志民和義議員

2点目の、インターネット環境の整備についてお伺いいたします。

農漁村部でのインターネット環境の整備を求める声があります。光ファイバーではなく、前回、無線での整備を検討しているというふうにお聞きをいたしました。その後、どのような経過になっているか、お伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

志民議員ご質問の、インターネット環境の整備についてお答えをいたします。

市街地以外の地域におけるインターネット環境の整備につきましては、昨年9月の議員協議会でご報告させていただきましたように、総務省の情報通信基盤整備促進事業の補助率等が改定されたこと、地域懇談会や広聴はがき、宿泊施設などで整備の要望が多く寄せられていること、航空宇宙関連やMEMドウズなどの来町者が増加し、Wi-Fi環境の整備を求められていることなどから、まちの発展のため不可欠と考え、インターネット環境の整備に向け、北海道総合通信局やNTT東日本などと協議を進めてまいりました。

全町を光ケーブルで網羅しようとする、整備費が約11億円との試算から、現実的ではないと考え、無線による高速通信網整備について協議を進め、事業費約3億5,000万円で、平成30年度、整備に向け、総務省に補助要望を提出しております。

現在、平成30年度の事業採択を目指し、北海道総合通信局や関係事業者と詳細な打ち合わせを行っているところであり、また、関係地域の皆様に高速無線インターネット通信に関するアンケートを実施、現在、集計作業を行っております。

太平洋に面した当町の防災や、これからのICTを活用したスマート農業の推進、移住・定住の促進、宇宙のまちづくりを進める上でも、インターネット環境は不可欠で喫緊の課題と考えており、早急に整備できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

町長から、早急な整備をしていくという答弁でございました。これを聞いて大変喜んでいらっしゃる方も非常に多いと思います。この田舎に、私もそこに住む身として、田舎というところとはにかく、また、よそから来ていただいている方も、やっぱり田舎は何と言っても自然の良さ、静かさ、そういう良さは十分に理解してきているのですが、何と言っても生活、ライフラインの中で、水道だとか、それから、テレビを見られるだとか、電話がついている、水洗トイレがある、これは今、合併浄化槽でできるから全く問題ないのですが、大体あと一つ、インターネット環境なのですね。これをそろえれば大体、交通網は今、車だから、そんなに不満を言う人は、よほど車に乗れない人は別ですが、そうでない限りはいいと思うのです。それで、今回、30年度ですから、もうすぐですね。大変楽しみにしているところです。

参考までにちょっとお聞きしたいのですが、補助申請しているということなのですが、補助割合というのはどのぐらいなものでしょう、3億5,000万円なのですか。あと、財源のことでは、全く基金取り崩しなのか、そうでなくて、何か有利な起債か何か使うのか、もし起債を使うとしたら、交付税措置はどのぐらい%があるのか、お伺いいたします。

○議 長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

補助率のことをございますけれども、事業費の2分の1でございまして、3億5,000万円と仮定しますと、1億7,500万円ということをございます。補助裏につきましては、過疎債が充当されるということをございまして、過疎債、原則は100%充当でございまして、100%充当されれば、後年次、償還金の70%が交付税措置されて、30%が自己負担ということをございますので、事業費の15%が負担ということにはなりますが、過疎債につきましては100%充当するのがルールですけれども、100%来るかどうかというのは、枠配分の関係で、ちょっと90%だったり80%だったりする場合は、その年、年であるということは多少はあるのですけれども、過疎債の償還については70%が交付税措置されるということをございます。

また、補助のお願いをしているところをございまして、まだまだ、今、概算要求を総務省でされておりますけれども、例年、概算要求から本予算には絞り込まれてきますので、まだまだ予断を許さない状況であるということをご承知いただきたいと思ひます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

わかりました。まだ予断を許さないということなので、ぜひ事業採択に向けて力を尽くしていただきたいというふうに考えています。

次にいってよろしいでしょうか。

○議 長

次の質問に移ってください。

○志民和義議員

災害対策についてお伺ひいたします。

災害時の避難所での環境整備の充実が必要と思ひれます。中でも、避難所で床に寝るのではなく、段ボールのベッドが、寒さ対策、また、エコノミー症候群の対策として有効だというふうにお聞きしています。導入の考えはないか、お伺ひします。また、導入した場合の予算はどのぐらいになるか、お伺ひいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

志民議員の、災害対策についてお答えをいたします。

避難所等への食料や物資の備蓄につきましては、地域防災計画に基づき、年次計画で整備を進めておりますが、段ボールベッドについては具体的に計画に盛り込まれておらず、防寒対策や就寝用物資としては、暖房器や毛布、アルミマット等の整備を進めてまいりました。

議員ご指摘のとおり、段ボールベッドは、寒さや振動による睡眠障害の軽減、エコノミークラス症候群の防止などに有用性が認められており、避難所での生活環境改善にも有効と考えていたところから、今後の配備に向けた試験的な意味も含めて、今年度予算の中で15台を発注しているところであります。価格や構造につきましては、サイズやメーカーにより異なりますが、今回発注したものは、長さが1.9メートル、高さが41センチ、価格が1台1万円程度で、椅子や荷物置き場としての利用が可能だと聞いております。

なお、段ボールベッドの効用を高めるという意味から、配備先は体育館など、直接床に寝ざるを得ない避難所を優先し、畳やタイルカーペットなどによりある程度保温性の確保や振動軽減が可能な避難所については、アルミマットなどでの代用も可能と思われるので、将来的に備蓄数量や、その配備場所等については、コストや避難所のスペースなども考慮し、今後、検討してまいりたいと考えております。

**○議 長**

志民和義君。

**○志民和義議員**

試験的に導入するというところでございますが、床に寝るとベッドで、床暖がついているような避難所というのは余り聞いたことがないのですけれども、普通のいわゆる体育館のようなところだと、資料によると温度差が9度もあるということも出ています。そんなことがあって、非常に温度が、置くだけで、そのベッドに寝るだけでも温度の対策になるということですね。そういうことから、非常に重要だと思います。まずもって試験的に導入と、ぜひしていただきたいというふうに思っています。今、私の地域でも自主防災事業をやっております、そういうような中で、1泊泊まったらどうだと、こういう話も出ていますので、そういうことも試験的にやってみたいなと私も考えているところです。ぜひ早急な導入をお願いして、私の質問を終わります。

**○議 長**

次に、6番菅敏範君。

**○菅敏範議員**

さきに通告してありました2点について、考え方を伺いたいというふうに思います。

まず1点目なのですが、新制度で空き家の有効活用をということで、改正住宅セーフティーネット法に基づく制度で、民間の空き家、空き部屋を、高齢者や低所得者、子育て世帯などに対する賃貸住宅として活用する新制度が10月25日からスタートしたところでもあります。

この新制度のもとでは、所有者が高齢者の入居を拒まない物件を自治体に登録し、情報を希望者に提供して、円滑な入居を後押しするという目的があるものであります。

所管する国土交通省では、登録住宅を2020年度末までに17万5,000戸を目指す予定にしているのです。大樹町においても該当する住宅を早期に把握し、登録住宅が一定の条件を満たす場合に、所有者や入居者が受ける助成、補助金を活用することで、空き家の解消

と住宅不足解消に取り組むべきだと考えますので、町長の考えを伺います。

**○議 長**

酒森町長。

**○酒森町長**

菅議員ご質問の、新制度で空き家の有効活用をについてお答えをいたします。

国土交通省における新たな住宅セーフティーネット制度につきましては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②専用住宅の改修、入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング、入居支援が主な枠組みとなっております。

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度につきましては、国の基本方針に基づき、供給目標、施策等を規定し、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、被災者世帯、低額所得者世帯、その他外国人世帯等を対象として、賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を都道府県等に登録することとされております。この登録ができる住宅の要件としては、国が示した規模、構造、設備等の基準に合致したものとなっております。

専用住宅の改修、入居への経済的支援につきましては、専用住宅等の改修に対する支援措置として、バリアフリー工事、耐震改修工事などの改修費の補助と、低額所得者の入居負担軽減として、家賃低廉化に要する費用、入居時の家賃債務保証料などの支援措置となっております。

住宅確保要配慮者のマッチング、入居支援につきましては、都道府県等による居住支援法人の指定、その居住支援法人による登録住宅等の情報提供、入居相談、居住支援活動への支援措置となっております。

この新たな住宅セーフティーネット制度における住宅の登録につきましては、対象となる住宅が耐震性を有していることや、改修支援の対象となった住宅については、要配慮者専用住宅として、その管理期間が10年以上であることなどの制約もあり、住宅の持ち主の方に理解を求めることも必要であることから、今後、まちにおける空き家対策に向けて、住宅所管部局と連携をとって、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

**○議 長**

菅敏範君。

**○菅敏範議員**

ただいまお答えを聞きました。この制度に取り組むに当たって、私なりに考えますと、地域において取り組むポイントとしては四つほどあるのではないかと思います。

一つは、今、町長から言われました、まちに対象物件があるのかどうかというところがベースになると思っています。

それから、登録するには所有者の同意が必要だということでもあります。

そして、登録されたとして、入居希望者がいるかどうか。

そして、この制度の今の時点という最終の期限が定められていまして、2020年度

末に17万5,000戸を目指すということでもありますから、この四つの条件の中での取り組みとなると思いますが、町長は、今、最後に、周知に努めてまいりたいということでもあります。町長、再度聞きますが、もしいろいろな条件さえ満たせば、この制度を活用していきたいという理解でよろしいか、再度伺わせてください。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

この制度は国土交通省が所管している空き家対策の事業であり、既存の施設を改修して、この制度に使っていただくという民間の方のお考えを支援する、後押しするような事業展開があります。確かに今、議員がおっしゃるとおり、対象物件がどのぐらいあるのか、そして、所有者の同意を求められるのかという点も大切な部分ではあると思いますが、どのぐらいの方が入居を希望されるかというところが、この事業を大樹町で行えるかどうかの大きなポイントかなというふうに思っております。

今後、独居、おひとりでお暮らしになる高齢者の方々が全国的にも増えるという推計がなされております。65歳以上の単身の方、今現在、国段階では、2015年で601万世帯あるというのが、10年後の2025年には701万世帯になる、100万世帯増えるという推計がなされておりますし、同様のことが大樹町でも起こり得るのかなというふうに思っております。

その中で、新たなこの制度でセーフティーネットの住宅に入居される方がどのぐらいあるかというニーズについては、私ども、しっかり把握しなければならないかなというふうに思っております。独居の方がどういう形で安心して老後を暮らせるかという、住まいのあり方としての一つのあり方という部分では、この民間の空き家対策を活用したセーフティーネットの事業があるというふうに思いますが、それ以外にも、サービス付きの高齢者住宅を整備するとか、いろいろ安心して暮らせるような住宅の整備のあり方については、これ以外にも検討して、推進していくような事業展開が想定されますので、どういう形がこの大樹町にとってふさわしいかということについては、また町民の皆様にご意見を伺いながら進めていくことが肝要かなと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

僕、先ほど言いました4点がありますから、どこが欠けても難しさが出てきますが、この条件の中で、やはりこの制度の根幹にあります、例えば住宅の確保が困難な部分に対して支援をしていくという、例えば高齢者に対して専用住宅に位置づけられた場合に、耐震改修やバリアフリー化の工事で、所有者に最大200万円までの助成があることや、それから、低所得者に対する家賃の補助で最大4万円、それから、家賃の債務保証料を6万円まで補助すると。非常に子育て世帯で低賃金で悩んで、なかなか住宅が確保でき

ないという人たちにとっては、非常にこの制度は有効な制度でないかというふうに思います。

今、聞こうと思ったのですが、町長から、高齢者の増加の数字については先に言われましたから割愛しますが、非常に今後、高齢者が急速に今後まだまだ増加していくと。そして、生活保護世帯も含めて、単身世帯が大部分になるという推計、先ほど町長が言われました数字のものであります。やはり地域の現実を見渡して、他人事ではなくて、自分たちの本当に身近な問題と捉えて考えていく必要があると思いますので、ぜひこの制度を有効に活用できて、数に制限がありまして、17万5,000戸になったらもうやりませんということは言っていないのかもしれませんが、何となく期限が切られて、数字が定められているということは、早い者勝ちということもあるかもしれませんので、ぜひ早目の取り組みをして、地域における高齢者の増加、そして、若者が大樹でそういう恵まれた住宅環境の中で暮らしたいということをしてPRする意味でも、大樹の人口減少対策の一つの有効な手段でないかというふうに僕は思っているところであります。ですから、結果としては別にして、こういう取り組みをすることによって、まちのPRをして、若者が大樹のまちに住むということである、それから、高齢者が大樹から出ていかないという両方の、二つの方法をマッチングさせて、大樹町の人口対策に生かされればいいのかなというふうに思っているところでありますので、ぜひ最後に町長に、早期に取り組んでいくための手段として、当面、どのように手をつけていくか、再度伺いたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

国土交通省は、2020年度までに17万5,000戸のセーフティーネットの住宅を日本の中に作るのだという目標を掲げております。この数字はKPIによる目標数字でありますので、ここに到達した時点でこの制度がなくなるということではないというふうに認識しております。この事業を展開するに当たっての目標数値だというふうに押さえておりますので、そこは多分そういうことなのではないかなというふうに思っております。

この事業、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、国土交通省が所管をしております。福祉サイド、厚労省サイドではなくて、国土交通省が所管しているということを考えると、これは明らかに空き家対策を念頭に置いた事業展開だというふうに思っておりますし、このセーフティーネットに使えるような改修されるべき住宅は、既存の住宅であります。新築は駄目だということですので、そこはやはり国土交通省の空き家対策なのかなというふうに思っております。

私どもでこれから町内で高齢者の方々が安心・安全に暮らせる施設に民間の施設を改修して事業展開をしていくという、民間の物件をお持ちの方のご理解がいただければ、この事業を展開していくことも可能かなというふうに思いますが、正直、民間の方の同意などを得て



改修を進めていくという時間があるかどうかというのは、私はちょっと正直、不安な部分があります。高齢者の方々がまちなかで安心して暮らせるような住宅を整備していくということが優先されれば、それは新築をしていくという方法が早いという可能性もありますので、民間の方のそういう思いも含めて、事業展開をする上で検討が必要かなというふうには考えております。

この住宅セーフティーネット制度、実は居住支援協議会という協議会が設立されておりまして、都道府県については、平成29年5月時点で全ての都道府県にこの協議会が設置をされております。北海道を通じて、この協議会への加入についての意向調査等も各自治体のほうに来ております。私どもも、この協議会のほうには加入して、このセーフティーネットの制度の中身については、この協議会を通じて活動をともしなければなというふうには思っております。

この事業が大樹町にとって高齢者が安心・安全に暮らせる一助となるようなことであれば、民間の皆様の所有者のご同意を得て、対象物件の調査であるとか、そういう部分でこの事業展開を進めていくということも必要かなというふうに思っております。今後の高齢者の方々の安心・安全な住まいのあり方の一つの方策として、今後も事業の中身等については検討していきたい、調査をしていきたいと思っております。

#### ○議 長

菅敏範君。

#### ○菅敏範議員

くどいようですが、地域においては物件の把握がされなければ前に進まないという実態だというふうに思いますし、それから、町長も先ほど言われました、大樹にいる人で、子育て世帯などで、広い住宅が欲しいけれども、例えば収入の問題で広い住宅に移れないとか、そういう人たちがどの程度いるのか、そういうことの把握も大事でないかというふうに思いますので、そこからぜひ早目に手をかけて取り組みを進めていくことが大事で、早急に取りかかっていたいただきたいと思うのですが、町長、最後の、必要かなと思っ  
ているということで、何となく必要かなというのは、ちょっと入り口で何となく、上げ足をとるわけではありませんが、必要だからやりますでなく、必要かなと思っ  
ていたら、ちょっとどうかと思うので、その決意をお聞かせください。

#### ○議 長

酒森町長。

#### ○酒森町長

まずは、新しい制度でもありますし、私も実は福祉自治体ユニットという組織に加入しているのですが、7月にその福祉ユニットの講演会がありまして、これはその講演会の資料なのですが、国土交通省の住宅局の局長が自らこの中身についてレクチャーをしてくれたという資料を見ながら実は話をしているのですが、まだまだ新しい制度でありますので、なおかつ民間の方々の物件を活用して、同意を得た上で改修事業を行うという事業展開になります

ので、まずは広報紙を通じて、町民の皆様新しいこういう制度ができたということを周知をするのがまずは最優先かなというふうに思っておりますし、私どももこの事業の中身、この制度の中身を勉強していくためにも、協議会のほうに加入をした上で、いろいろな情報を得る場を設けていきたいというふうに思っております。その中で、今後としては、対象物件の確認でありますとか、入居の希望等々についても、時期を見ながら事業を進めていきたいと思っております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

理解をしました。私自身も含めて、まだ理解のできていない部分もありますし、町民の方々もまだ理解不足の面があるのでないかというふうにも、町長の言われたとおりで、思います。そういうことがありますので、ぜひ町民の理解を深める意味でのPRと、それから、地域の実態調査を進めていただきたいということを強くお願いをして、この制度の有効活用を期待をして、最初の質問を終わりたいと思います。

○議 長

休憩します。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

引き続き、菅敏範君。

○菅敏範議員

午前中に引き続きまして、2点目について質問させていただきたいというふうに思います。

自然環境を学び・遊びに広く活用してはということでありまして、毎年、大樹小学校の6年生がカムイコタンの遊々の森で歴舟川の清流を守る会、そして十勝西部森林管理署、役場職員の協力によりまして、森林に対する自然体験学習が実施されています。

生徒は、限られた時間の中で、森に親しみながら、森の働きと生活の関係、そして地層の歴史だとか、木の年輪などを学び、レクリエーション的にイタドリの笛をつくったりして楽しみながら、バイオトイレの説明に感心をしたりしているところでもあります。

そして、後日、全員が、何を学んだのか、心に残ったことなどを書いた感想文があります。ためになった、楽しかったということが多数なのですが、その中で何人かは、毎年、また来たいとか、今後は家族で来たいとの感想も書かれているところでもあります。

近ごろは、子供たちまたは親子で、自然の中で遊びながら学ぶという機会がめっきり減っている実態にありますし、遊々の森を含む大樹の恵まれた自然を学習や遊びの場として幅広く活用するべきだと思いますので、教育長の考えを伺いたいと思います。

自然学習のフィールドは、その全体、森、そして川や海に幅広く広げていくことができないか。

森林学習が6年生だけでなく、3年間ぐらいのスパン、4年生から6年生ぐらい、そして中学生までを対象にすることも可能でないかということ。

3点目は、夏休みだけではなく、課外活動として活用した親子体験活動ができないかという、この3点を中心に伺いたいと思います。

#### ○議 長

板谷教育長。

#### ○板谷教育長

菅議員の、自然環境を学習・遊びに広く活用してはとのご質問にお答えいたします。

大樹町の恵まれた自然環境や地域の特性を活用し、地域の方々から学び、地域全体で子供たちを育てる社会づくりは極めて重要です。この認識のもと、町内の各種団体等のご協力により、大樹町の子供たちは大変貴重な体験の機会をいただいていると考えております。

まず1点目の、自然学習フィールドを川や海に広げられないかについてであります。川や海を活用した授業を、小学4年生がサケの稚魚の放流や、海での地引き網体験、サケの加工体験、小学校5年生が砂金掘り体験を行っているほか、中学校では、オイカマナイトーにおいてカヌー体験を行っております。

また、南十勝長期宿泊体験交流協議会、STEPでは、川、海、沼を活用したプログラムも取り入れ、尾田認定こども園の保護者が中心となり活動している尾田おやじの会や、萌和地域子供会がカムイコタンでの川遊びを行い、未就学児や児童、保護者が一緒に川遊びを体験しております。

さらに、STEPの日帰り体験や夏キャンププログラムでは、カムイコタンキャンプ場での川遊び、冬キャンププログラムではホロカヤントーでのワカサギ釣り、オイカマナイトーの凍った湖面を横断するといった体験プログラムも取り入れております。

2点目の、6年生だけでなく、3年間、4年生から6年生、さらに中学生までを対象にできないかについてでございますが、小中学校では、社会科や総合学習の時間を利用し、自然や地域の特性を学ぶ体験学習を学年ごとに取り入れております。小学3年生は中島酪農祭に参加し、牛の審査やバターづくり体験、JA青年部の協力による畑学習、5年生は旧中島小学校を活用しての学年キャンプで薪割りや間伐体験、6年生は菅議員の協力をいただいておりますカムイコタン遊々の森を活用しての森林学習、中学校ではカヌー体験など、限られた時数の中で、大樹町の持つ自然や地域の特性を活用したさまざまな体験活動に取り組んでおります。

また、STEPでは、幼児から自然に触れる機会を設けるため、認定こども園での活動や、

より多くの子供たちに体験してもらうために、学童保育所においても定期的に体験プログラムを実施しております。

3点目の、夏休みを活用した親子体験活動ができないかについてであります。STEPの日帰り体験活動において、夏休みに限らず、親子で参加できるプログラムも取り入れております。また、小中高連携事業の大樹学では、星空観察会を実施し、大樹町の大自然を親子で体感するといった事業にも取り組んでおります。

これからも学校やSTEPを通して、大樹町の恵まれた自然環境や地域の特性を活用し、地域の方々から学ばせていただき、心豊かで賢くたくましい、大樹町に愛着と誇りを持つ子供たちを育ててまいりたいと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

今、教育長から回答があったように、大樹町では幅広い範囲のいろいろな形で自然体験の学習が取り組まれている実態については私もある程度は理解しているところであります。

そういう中で、一つお伺いしたいのは、いろいろな活動で、一つは学校の教育の一環としての授業の中での体験活動と、もう一つは、課外というか、放課後の問題もありますけれども、休日とか、長期冬休み、夏休み、そういう二面性があると思っています。今回回答がありました各学年ごとに行っている体験活動については、今の制度上というか、授業の中に取り入れられる限られた時間数という範囲でいうと、これでもう目一杯で、あとは余裕がないのですという理解をすればいいのか、まだ器の中に余裕があるという受けとめをすればいいのか、どちらでしょうか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

後ほどナンバー9の齊藤議員の質問とも関連してきますが、非常に学校は過密スケジュールでございます。新学習指導要領の改訂に伴い、何と小学校4年生が中学3年生と同じ時間数になってしまいます。その中で、各学校で工夫して、総合的な学習の中の内容の見直し等で、さらによいものに変更したり、そういうことは可能ですが、これ以上いろいろな行事を学校の中に持ち込むというのは物理的に無理だと考えております。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

僕自身の考えとしては、基本的には、昔の話を言うつもりはありませんが、以前はいろいろな、もっと太陽のもとで遊んだり、日が暮れるまでと、大体そうだったのですが、学校が終わったら真っすぐ遊んで、晩飯ができるまで体を使って遊ぶというよう

な、そういうようなパターンが多かったし、もっと自然の中で、川へ行ったり海へ行ったりと、そういうような時間帯があったのは事実であります。

ただ、近年、今、教育長が言われたように、学校における学習指導要領でいうと、例えば国語の時間がどう、これがどうというふうに、トータル的に枠にはまると、そういう表に出て、遊んだりではないですね、学ぶような体験活動する時間帯に余裕がないとすれば、それは制度上の問題として、そこは厳しいかなという受けとめはするところがあります。

そうすると、今度は課題としては、どういうものを取り入れていくか。地域が、そして子供たちがどういう希望があって、どういうのが一番いいかというところの、限られた枠の中での対応しかないのかなということも理解ができないわけではありません。ただ、基本的には、カバーするわけではありませんが、もとは親子で山へ行ったり川へ行ったり海へ行ったり、自分の家が農業であれば畑仕事をしたりという、家族のつながりとか、家族での働きながら学ぶとか、遊びで学ぶとかという時間帯が多かったのですが、今はそこがかなり減少している。ですから、変な話、例えば畑作農家の子供たちが小さいときは自分の家で何をつくっているかがわからないというような声も以前は聞かれましたし、そういう実態をカバーするために、今、あえてつくられた自然体験活動というのがクローズアップされて、それを学校、地域でやっていかないと、子供たちにそういうことが忘れられるという、そういう概念からやってきているのが実態であります。

ですから、先ほど言いましたように、時間がないとすれば、あとは中身をどうするかであります。冒頭言いましたように、僕はSTEPの話はちょっと置きたいと思っているのです。STEPというのは、大樹だけではなくて、全道的に子供たちを集めて、2泊3日とか、3泊4日とか、1泊2日、日帰りとかというような体験活動を、定められたカリキュラムの中で、枠にはまった中でやると。ですから、それではなくて、一番手近にある自然を、自分たちの地域に、そういうことに携われる方たち、そしていろいろな会とか団体とか学校とか、そういうのが中心になって子供たちと一緒に遊ぶというような、そのところが一番ポイントでないかというふうに思います。

一つだけ。STEPの話がいっぱい出ましたので、僕がスタートからかかわってきたこともあるのですが、どうも大樹に拠点を置いているのですが、大樹の子供たちがSTEPの活動に意外と参加している比率というのは低いのでないかなと思うのですが、その辺の押さえをしていますか。

#### ○議 長

井上社会教育課長。

#### ○井上社会教育課長

STEPの町内の参加の状況でございますが、日帰り体験につきましては、小学生と親子が対象でございますが、プログラムの内容によりまして、平均1回あたり3名程度が参加をしているという状況でございます。また、キャンプにつきましては、小学生から中学

生までが対象となっております、これも平均2名程度ということでございます。なお、キャンプにつきましては、中学生の参加というのはなかなか見込まれておりません、今のところ本当にごく少数、1名とか、そういうような状況でございます。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

何となくそういう実態、私も承知をしていましたが、これは取り組みの結果ですから、ですから、STEPを中心に活動するのも一つの方法なのですが、そうすると、そこにそんな必要がないとなれば別ですが、それが必要があるとなれば、そこにどうやって参加をしていくかという取り組みを、もっと気持ちを入れて取り組まないと、ふえていかない。結構、例えばSTEPの宿泊学習に帯広とか市内から何年間も、春、秋、1年間に何回も来るような子供たちもいる状況にありまして、農家の人とか、顔なじみで、あ、お姉ちゃんとか、おばさんとかというような格好で、そういうふうな状況もあるのも承知をしています。ですが、なかなか地元の人が少ないという状況でありますから、STEPを生かすとなれば、もっとどう取り組むのかというところが大事でないかというふうに思うところであります。

僕はどっちかという、そこもありますし、学校の時間制限があるとなれば、あとは、やはりもっと大樹の自然を生かして子供たちがグループで、そして家族でそういう自然と遊びながら学ぶということを大切にしていこうとなれば、あとは課外、特に夏休み、冬休みということでないかなというふうに思います。

そうすると、余り大げさに、自然に入って勉強するという視点ではなくて、遊びながら学ぶ、だから、笑い話ではないのですが、熊より人間のほうが木登りしても危ないというのは、熊は親が子供に、どの木に登ったら安全かというのは小さいときから教育するけれども、子供たちは教育されていないから、学校では、山へ行って木登りしてはいけませんと言わざるを得ないと。昔はそうでなかったですね。今は、子供たちは、横道にそれるかもしれませんが、例えばブドウをとりに行った、コクワをとりに誰かに行ったとしても、この木に登っていいのか、このツルが丈夫なのか、全く判断がつかないという状況がかなり多いということです。ですから、熊より情けないと言われるのも、これは致し方のないところで、そういうことを以前は子供同士で体験をして身につけたものが、今はないという、そのことをもっと大切にしようと思えば、課外でどうするかということでないかというふうに思いますので、教育委員会として、授業の時間がないとしたら、課外活動をどうやってつくり上げていくかというふうな考えとして、どの辺に重点を置いていきたいと思いませんか。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

菅議員、大事な部分をたくさん指摘してくださっております。カリキュラム、教育課程という部分でいきますと、本当にびちびちです。その中で、今改訂の目玉が、社会に開かれた教育課程ということで、地域の要望を取り入れながら、子供たちにぜひとも体験してほしいことを吟味してカリキュラムをつくっていくという中で、社会科だとか総合的な学習などをより有効に活用していきたいと思っております。

ただ、議員指摘のとおり、本当に子供たち、かわいそうです。月曜日から金曜日まで、今度、全て6時間授業になってしまいますので、放課後の時間はほとんどございません。少年団に所属している子供も多いわけで、自由に遊ぶという時間が非常に限られている。本当に子供は遊びの中で学ぶということがたくさんあるわけですから、そういう部分、平常日はかなり期待薄ということになってしまいます。

ただ、ここで認識を改めなければいけないのは、なぜ学校週5日制になったかということ、土曜、日曜をもっと家庭、地域に戻して、親子での体験だとか、自然体験だとか、地域の子供会行事に参加して、学校では身につかない部分を大いに育てましょうという部分が、かなり薄れてきているのではないかなと思います。

STEPを初め、大樹っ子（タイキッズ）といって、土曜日、いろいろ社会教育課が企画して宣伝してくれていますが、残念ながら参加してくれる人がほんのわずか、町外の子供のほうはずっと多いという現状です。この部分は、やはり家庭教育、PTAだとか、学校評議員会、これからは学校運営協議会という部分まで広げていかないと駄目ですが、そういうところで意見交流し、今の子供たちにはこういう力が必要だから、ぜひ土日、長期休業中にこういう部分を取り組んでもらえないかというふうに意識を高めていくしかないのではないかなと考えております。

以上です。

## ○議 長

菅敏範君。

## ○菅敏範議員

意識を高める問題、これを否定するつもりはございません。ただ、STEPの担当者は、1年間、それを仕事にして、プロですから、企画していますが、まちにはいろいろな、現在も、そして過去にいろいろな実績のあるというか、極端に言うと、例えば川で釣りをするといったら、ずっと以前は、役場の庁舎内にも釣りのサークルがあって、放流したりして、そういうプロのOBの人がたくさんいますし、それから、まちに木工品をつくっているくるみの会とか、いろいろな方々がありますし、そういうことを含めて、いろいろな特殊技能というか、いろいろな技術を持った人たちがいますので、そういう人を活用するような形も例えば大切ではないかと思えます。

何点か提案というか、こういうことを考えたらどうかということでもありますけれども、今、町民登山会を日高管内のアポイ岳に行っているのですよね。これは、僕はアポイ岳へ行くのが悪いとは言いつもりはございません。ただ、以前は大樹でポンヤオロマップ

岳とかで毎年山開きをやってきたという実態もありましたし、大樹に町民登山会として活用できる山かどうかということは言い切れませんが、全国にも名の知れた日高山脈の、例えばペテガリ岳初めあります。そういうところの、部分的にも活用して、町民が町民登山をするのであれば、山がないわけではないので、地元の山でということは、一つの判断基準だと思います。例えば、大樹に海があるのに、例えば釧路の海ということよりも、浜の人は、何で大樹の海を使わないと、そういうのがありますから、できるのであれば町民登山会的なものは、いろいろな方々と相談をして、地元でできないかという一つの検討の素材でないかと思えますし、大樹の木が柏になっていますが、例えば例で申し上げますと、小学校に入学したら、1年生の秋にみんなでドングリ採取をして、種を植えて、それを柏林公園で育てると。中学校まで義務教育ですから、9年間は自分たちが管理をして、その成長を見守って、社会人になって、熟年になったときに、自分たちの植えた木がどうなったかという、そういう楽しみを持つとか、いろいろな体験、そういうことをしながらという、そういういろいろな方法を考えて、ですから、例えば今、釣りといったら、船に乗ったり、高度な技術で秋アジ釣りとかありますけれども、大樹の恵まれた川でヤマメ釣りとか、そういうのができるとすれば、親子で行って、河原で調理をして食べるとか、そういうような経験を持たせることが、子供たちの人間性豊かな成長に一定のプラスの面を与えるのではないかと思いますので、ここで僕はこういうことをやっていきたいということを言ってもらえるとありがたいのですが、そういうことをぜひベースにして、学校で使える時間がないとすれば、課外でどうなるのか、地域の人をどう活用していくのかということろをぜひ引っ張り出してではなくて、それを積み上げて、前に向いていただきたいと思うのですが、その辺についての考えをお聞きしたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

ありがたいアイデアをたくさんいただきましてどうもありがとうございます。

実は12月1日に町長主催の総合教育会議がございまして、大樹町には本当にいろいろな知識を持った方々がたくさんいると。外部人材バンクという部分をもっともっと手厚くして、必要に応じて学校現場に派遣するという活動をこれから進めていかないとはいけませんねと話が出たばかりでございます。教育は学校教育ばかりではございません。家庭が教育の原点でございますし、地域こぞって子供たちの成長を見守りましょうというのが今の大事な流れになっておりますので、きっと菅議員の思いと私どもの思いは同じだと思います。そうやっていろいろな機能で子供たちの健全育成に向けて補完していきたいと思えます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。



### ○菅敏範議員

私もそういうことを願っています。たくさん漢字が読み書きできるとか、難しい計算ができるということよりも、本当は、今、例えば苦しいときにこういうことの体験を生かして強く生きられるという、そういう子供たちをつくるのが基本でないかという考えは、私の勝手な思いかもしれませんが、そういうことを大切にするのが、学校教育だけでなく、社会教育の重要な部分だと思いますので、それを連携しながらぜひ地域で一步、二歩と前進するような取り組みを期待をして、近い時期にいろいろな新たな計画が出ることを期待をして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

### ○議 長

続いて、1番船戸健二君。

### ○船戸健二議員

さきに通告してあります運動公園の今後の整備について、教育長にお伺いしたいと思います。

現在、運動公園では、1年生から6年生まで、合計54名の児童がサッカー少年団として日々練習を行っています。

昨年の豪雨災害により、札内川サッカー場が使用できないということもあり、代替地として大樹町で少年サッカー十勝地区予選大会が開催され、管内から選手、保護者等、多くの方が大樹町に来られました。

運動公園は、本来、サッカー場としてできた場所ではないため、子供たちが安全に使用していくには、サッカー場として、周辺環境も含め、適切な整備を行う必要があると感じています。

今後、運動公園を現状のまま使用するのか、またはサッカー場として整備していくのか、お考えを伺いたいと思います。

### ○議 長

板谷教育長。

### ○板谷教育長

船戸議員の運動公園の今後の整備についてお答えをいたします。

運動公園は、昭和44年、45年度に、野球、ソフトボール、サッカー、テニスが行える運動公園として整備しました。運動公園は土のグラウンドであったため、春先には土ぼこりがひどく、近隣行政区からの要望もあり、土ぼこり対策として芝生へ整備をしたところでございます。

現在は、主に町内のサッカー少年団が利用しておりますが、昨年の台風被害により、十勝川河川敷サッカー場などが使用できないことから、少年サッカー大会は管内の市町村に分散して開催しており、当町の運動公園もその会場の一つとして利用していただいております。

十勝川河川敷サッカー場などは、来年8月をめどに復旧作業が進められているとの情報もいただいております。

ご質問の運動公園の整備ですが、サッカー少年団から要望のありました芝の修復やゴールの更新などについては、必要に応じて修繕し、大規模な整備は考えておりません。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

大規模な整備は考えていないということでしたが、芝の修繕、ゴールの更新に関しては、ぜひ次年度、取り組んでいただきたいと思います。

次に、運動公園の照明についてお伺いします。

運動公園の照明は、サッカー少年団活動で利用されていますが、特に春、秋は夕暮れが早く、後片づけなど、照明があることでスムーズに行うことができ、なくてはならない設備だと思っております。

ただ、近年、突風や経年劣化で看板等の落下事故も起きておるところであります。子供たちも照明の近くで練習を行いますので、安全を確保するためにも点検等が必要だと思いますが、点検等は行っているのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

ご質問のありました照明でございます。最小限度の照明は必要だと思っております。運動公園の照明は、もともとテニスコートを照らすために設置していたものでございまして、平成20年に現在のサッカーコートの方へ向きを変えて、現在、使っているところでございます。

議員おっしゃるように、照明の近くで子供たちも練習を行っておりますので、来春、使用前には、とめ具などの安全を確認した上で、今後、使用させていきたいと考えております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

現在の状況をしっかり確認していただき、修繕するべきか、また、新設するべきか、劣化の状況によっては撤去しなければならない可能性もあると思います。子供たちの安全を第一に考え、検討していただきたいと思います。

次に、運動公園の東側と北側に沿って町道があります。ボールが道路に飛び出さないように、防球ネットなどを整備してはどうか、その必要性があると思いますので、どうお考えか、お聞きしたいと思います。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

少年団活動の時期によって、少年団で防球ネットを用意して、今設置していると思ってお

ります。防球ネットを設置しなくても、道路から離れてサッカーコートを設定するといった工夫もできると思いますので、使用状況や、少年団とも相談をさせていただきながら、今後、検討していきたいと考えております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

現在、少年団が自主的にネットを設置していることから、必要性があると感じますので、少年団や保護者の方の話を参考にいただき、検討していただきたいと思えます。

前回の一般質問に引き続きなのですが、運動公園のトイレについてお伺いします。

運動公園のトイレは和式であり、今の子供たちは和式の便器を使用することはほぼないと思われます。水洗化には費用もかかるため、難しいと思いますが、簡易の洋式便座キットなどを設置してはどうか、お伺いしたいと思います。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

簡易の洋式便座についてでございます。キットもそれほど高くはないのかなと思っております。今後、設置を検討していきたいと考えております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

十勝川河川敷サッカー場の復旧工事が完成したら、大樹町での少年サッカー大会が行われなくなるのではないかと心配しております。少年サッカー連盟には、隔年でもよいので、大樹町で大会を開催するように、積極的に招致するようお願いしたいと思えますが、お考えを伺いたいと思えます。

○議 長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

当町の運動公園は、管内のサッカー少年団からも評判がよいグラウンドだと聞いております。大変ありがたいことでもあります。大会が行われることで、まちの経済効果も少しはいいのかなと考えております。十勝の少年サッカー連盟、また、関係機関には、大会継続、または隔年ということで、実施できないかというようなお話をさせていただきたいと考えております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

サッカーに限らず、幼少期からスポーツを行うことで、子供の成長、可能性は大きく広がります。心肺機能や運動能力が向上し、けがや病気に強い体になる、体の成長はもちろんですが、自信や行動力、協調性など、心の成長としても、子供たちが得るものは大きいものだと考えています。

そうした子供たちが日々成長する場として、スポーツする環境の充実、また、スポーツに触れる機会の充実に努めていただきたいということを最後に、質問を終わらせていただきたいと思います。

#### ○議 長

休憩します。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

#### ○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、2番齊藤徹君。

#### ○齊藤徹議員

ひとつよろしく願いいたします。さきに通告いたしました、小中高連携推進委員会の成果（事業検証）と、小学校英語教育について、町長及び教育長にお伺いいたします。

平成27年6月に、児童生徒の12年間を見据えた地域教育として、小中高連携推進委員会が設立されました。もう3年が経過し、事業の成果と、今後の課題は残されているのか、また、これからの新たな事業の取り組みについてお聞きしたいと思います。

また、高校のキャリア教育モデル事業が本年度で終了いたしますが、指定校となり、3年間の事業の終了となり、その成果と検証、また、今後の取り組みについて及び平成32年からの必須科目による小学校の英語教育についてお聞きしたいと思います。

1点目ですけれども、小中高連携推進委員会の事業の概要と、主な事業の取り組みと、今後の新たな事業の取り組みの考えについてお伺いしたいと思います。

2点目ですけれども、本年度最後となります高校のキャリア教育のモデル事業が終了しますが、その実績と評価、そして今後の課題が何か残されているのか、お聞きしたいと思います。

3点目ですけれども、平成32年度より小学校の英語教育が必須科目となりますが、あわせて道徳も科目に加わってきます。そういったことから、平成30年度から31年度と、移行期間があるのですけれども、来年度以降の取り組みについてお伺いしたいと思います。

最後、4点目ですけれども、町内の3施設、町立、法人、認定こども園での幼児教育における外国語活動の今後の課題について、4点をお願いいたします。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

齊藤議員ご質問の、小中高連携推進委員会の成果、事業検証と、小学校の英語教育について、私からは1点目から3点目までについてお答えいたします。

まず、1点目の小中高連携教育推進委員会事業の概要と、主な事業の取り組みと、今後新たな事業の取り組みについてであります。大樹町では小中高の学校が各1校である特徴を生かし、大樹町の子供の教育について、小中高12年間を見据えて計画的に推進できるよう、平成27年6月に大樹町小中高連携教育推進委員会を設置し、教育内容、計画、実践、評価などについての研究と実践を行っています。

事業推進については、委員長に大樹高等学校長、副委員長に小中学校長、事務局には小中高の各教頭、教育委員会の2課長という体制で実施しております。

具体的な事業推進のために三つの部会を構成し、各教頭をチーフに、それぞれ小中高から担当教諭が参加して推進しております。

第1部会では、大樹町の特色を生かした教育内容の創造、すなわち大樹学に関する研究、推進というテーマに取り組み、教職員を対象に、地学関係の巡検や遺跡の発掘体験等、小中高生を対象に、星空観測会やペットボトルロボットの作製、試射、清流祭りへの参加や、スペーススクールに参加した高校生の報告会などを実施しています。

第2部会では、生徒指導や課外活動関係に関する研究、推進をテーマに取り組み、小中高の児童生徒による募金活動やボランティア活動、夏休み、冬休みの暮らし方リーフレットの作成、スクールカウンセラーの講演会、健康増進事業として、中高バスケット部による小学生バスケット教室、高校体育教諭による小学生走り方教室などを実施しています。

第3部会では、学習、進路、特別支援教育などの学習指導に関する研究、推進をテーマに取り組み、特別支援教育について、児童生徒の指導計画のスムーズな引き継ぎ、研修会等への相互参加、学習指導要領改訂に関する資料発行、職場体験学習の方法やキャリア教育にかかわる資料の協議などを実施しています。

これらの活動を通じて、小中高の教職員のつながりが深くなり、より連携が深化し、大樹町の子供の教育によりよい効果が期待されております。

毎年度末には、地域の代表として、小中高のPTA会長並びに学校評議員の皆様にご参加いただき、小中高連携教育評価会議を開催し、多くの意見やアドバイスをいただき、次年度の取り組みに生かすようにしております。

今後の新たな取り組みにつきましては、今までの取り組みを土台とし、評価会議等のご意見を参考にしながら、大樹学の充実を図ってまいりたいと考えております。

2点目の、小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業の実績の評価と今後の課題についてであります。キャリア教育とは、一人一人の社会的、職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達、社会の中で自分の役割を果たしながら、

自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育のことです。小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業は、全道14地区、十勝管内では大樹町が道教委から唯一研究指定され、平成27年度から、大樹高等学校を中心に、小中高で連携を深めながら事業を推進しており、3年目の今年が最終年度となっております。

さきの小中高連携教育推進委員会を母体とし、ふるさと教育、キャリア教育の観点から取り組んでおり、大樹町では大樹学が目指す子供像として、ふるさと大樹に誇りを持ち、社会に貢献できる子供をテーマとして取り組み、計画の体系化と連携を図り、進めております。

昨年度は、町長を初め小中高の校長が全道14地区の実践発表会に参加したほか、今年の10月末には、今回の行政報告で町長のほうからありましたように、北海道キャリア教育サミットにおいて、大樹高校生4名が本町を代表して参加し、大樹町の特色である宇宙のまらづくりに関連した小中高のふるさとキャリア教育の実践について発表を行い、全道から大きな注目を集めました。また、小中学生を対象に、それぞれのキャリア教育にかかわる実践学習の記録をファイルに毎年加えていくキャリアノートを作成し、研究指定事業が終了した来年度以降も継続的に推進してまいりたいと考えております。

今後の課題としては、3年間の小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業の実績、評価を踏まえて、小中高連携教育の一層の充実を推進してまいりたいと考えております。

3点目の、小学校の英語教育の教科化等に向けて、平成30年度からの移行期間の取り組みについてでございます。

3年生からの早期化、5年生からの教育化が実施されます。平成32年度の完全実施は35時間増ですが、来春からの2年間の移行期間は15時間増となります。完全実施されても、現在の中学生と同じ週29コマですので、土曜授業に切りかえなくても実施することができます。

指導面では、ALT2名の配置という恵まれた人材環境をフルに活用してまいります。

## ○議 長

酒森町長。

## ○酒森町長

それでは、私から、齊藤議員ご質問の4点目の、町内3施設、町立、法人認定こども園での幼児教育における外国語活動の今後の課題と取り組みについてお答えをいたします。

町内認定こども園における外国語、英語活動につきましては、町立では平成27年の4月から、法人では平成29年の1月から実施をしております。教育委員会のALTがそれぞれの園で月1回、1時間程度、歌や簡単な単語を使ったゲームなど、英語に親しんでもらえるような取り組みを行っております。

これからの子供たちは、様々な場面で外国語、特に英語に接する機会がふえていくことから、園における英語活動につきましては、英語嫌いにならないように、発音や文字の練習などではなく、楽しく自然に英語に親しめることを重点に、今後も進めていきたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは、まず、小中高連携推進委員会についてお聞きしたいのですけれども、平成27年6月に設置したわけですが、教育内容と3部会の計画、実践等、評価されたのですけれども、そこには課題とか反省点はなかったのか、それについてお聞きしたいです。

○議 長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

小中高連携教育推進委員会が年度末に評価会議を実施しておりますが、そこで出された課題をまとめてみますと、小中高連携教育実践の情報を広く町内、特に保護者や地域の方々に発信して、また、地域や保護者の方々が大樹町の子供たちの教育について共通の理解、共有をし、その子供たちの教育に対して参加したり支援したりするようにすべきであるというものであります。

また、学校現場の先生方にも小中高連携教育の内容について十分な理解と情報共有をさらに深めていただくことが必要であるという、さらに深化させていくべきという課題があると考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今説明ありましたように、やっぱりかたい委員会なので、小中高連携推進委員会となると、保護者にはなかなかなじみが薄いと思うのです。そういったことで、情報は学校だより、学級だよりを通して広めていただきたいのと、また、現場の先生の中でも、完全に意識を持って、薄い先生もおられるのではないかと思うのですけれども、その辺は職員会議等で十分周知していただきたいと思います。

それで、答弁の中で、今後、新たな取り組みにつきましては、今までの取り組みを土台として、評価会議等でご意見を参考にしながら、大樹学の充実を図ってまいりたいと、そういう答弁をいただいたのですけれども、3部会、チーフはほとんど教頭先生と、各担当の先生の裁量もありますが、事業を進めていく中で、少しずつ新たな事業を取り入れていかないと、同じことばかりだとマンネリ化になり、事業の衰退につながっていくと思うのですけれども、現時点では評価会議の意見を聞きながら進めていくというのですけれども、教育委員会として、また新たな事業の考えは持っていないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議 長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

小中高連携教育推進委員会につきましては、最初の起こりが小中高管理職連絡会議を通して、自然発生的といいますか、自発的に生まれた組織でございます。教育委員会として新たな事業の取り組みということよりも、地道に連携教育を積み重ねていく中で、大樹の子供たちの教育に携わる先生方からの自発的な発想や展開に対して、教育委員会のほうで関係機関との調整や財政支援など、主に環境づくりをバックアップしていく、後方支援していくという立場をとってございます。

議員が言われます新たな事業につきましても、現場の先生方からの積極的な提案を源として、実践、実現がなされているものと考えております。PTAや学校評議員の方々からのご意見も聞きながら前進していくものと確信しております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

大体内容はわかりました。ただ、今までの小中高連携推進委員会事業、3部会ですけれども、これはほとんどふるさとを知る、地域を知るとというのが主な柱ですけれども、来年度から大樹高等学校は修学旅行、研修が台湾へ実現するのです。海外研修が実現しますので、社会的、経済的に地域を超えたグローバル社会に対応していく一つとして、大きな学校事業だと思っております。そこには万国共通の語学、英語教育がこれからは必要不可欠と考えております。

新たな取り組みとして、提案ですけれども、それぞれの3段階、3部会の中で取り組むことはできないのか、新たな事業として、グローバルに向けて、これからは外に目を向けると。そして、最後に高校の修学旅行において現地で生かす、そういった実践できる、12年間を見据えた計画的な英語教育の推進はできないのか、それについて、考え方についてお聞きしたいと思います。

○議 長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

グローバル社会への対応として、平成32年度から本格実施となります新指導要領におきましても、外国語教育の充実が上げられております。小学3年生から外国語活動が始められることとなっております、高校生段階においては、英語検定2級レベルに到達させたいとの方針が示されております。

議員からご提案いただいたご意見を小中高連携教育推進委員会においてもお知らせし、大樹の子供たちのために検討いただきたいと今のところ考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひそれを実現していただきたいのと、できれば評価委員というのは小中高の評議員で



あり、PTA会長なので、できれば幼少期から、今の子育て世代の関心をもちたいということ、保育所の先生方、保護者という方も委員に加えてはどうかと思っております。

次に、英語教育についてお聞きしますが、昨年12月にも同じ英語教育について、現状と課題について質問いたしました。その中で、平成30年度に向けての考え方の対応についてという質問をしたのですが、その説明が、それを見据えて、平成29年度からは先進モデル校を視察するなど、調査研究を十分行いたいと、そういう答弁をいただきました。その後、この1年間、どういう内容で行われたのか、お聞きしたいと思います。

**○議 長**

角倉学校教育課長。

**○角倉学校教育課長**

平成29年度におきましては、職員研修の一環として、担当教諭を英語教育の研修会に参加させたり、また、本町のALT、英語指導助手を研修会の講師として実演などで派遣したり、行っております。平成30年度以降におきましても、様々な研修機会に教職員や英語指導助手の派遣など、積極的にいき、本格実施に備えていきたいと考えております。

**○議 長**

齊藤徹君。

**○齊藤徹議員**

今後も、あと2年間、移行期間がありますので、その中でいろいろな研究、雑誌だとか、研修会等もありますので、そのことに先生方も積極的に参加をいただいて、移行期間に、実施に向けて備えていただきたいと思います。

答弁の中で、完全実施されても、現在の中学校と同じ週29コマですので、土曜授業に切り替えなくても実施することができます。先ほど同僚議員の答弁にちょっと出ていたのですが、実際、年間の各学年の現コマ数、小学校において、私の記憶している範囲では、小学生ですと、小学校3年生で増えるとなると980単位ぐらいになると思うのですが、その学年、35時間増に伴う総コマ数と週の1日当たりの時間数はどういう実態になるのか、お聞きしたいと思います。

**○議 長**

角倉学校教育課長。

**○角倉学校教育課長**

小学校の年間の各学年の現コマ数につきましては、1年生が850時間、2年生が910時間、新指導要領実施になっても変更はございません。3年生が現在945時間のところ、35時間増ということで、980時間になります。4年生が980時間のところ、35時間増で1,015時間となります。5、6年生も980時間ですが、35時間増で1,015時間という予定になっております。週で言いますと、3年生は6時間の日が3日、5時間の日が2日という流れです。4年生から6年生は6時間の日が4日、5時間の日が1日となります。しかし、これはあくまでも児童会の委員会活動、また、クラブ活動の時間が含まれてお

りませんので、4年生以上の子供たちは、事実上、毎日6時間授業という形となる予定でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、課長から説明ありましたように、週29コマですけれども、週5日制ですから、30コマあるのですよね。そうしたら、あとの1コマは児童会活動とか校外活動に使う、たった1時間しかないのですよね。そういった中で、1,015時間、そうしますと、小学校4年生から中学校3年生まで同じカリキュラム、時間帯、コマ数なのです。すごい過密の状態で行くのですけれども、それは指導要領で32年度から移行する、学校でいろいろ工夫していかなければならないのですけれども、その工夫する中で、指導面ではALT2名の配置という恵まれた人材環境ですが、平成32年度から完全実施に向けて十分対応できるのか。また、今、学校法で定められているのは、長期休み、夏休み、冬休み合わせて50日以内に定めなさいということで、今、大樹小中学校は満度に使っているのですよね、50日。だから半々に分けて25日、25日なのですけれども、そういうことが縮小なしで柔軟に対応できるカリキュラムマネジメントが構築できていくのか、その辺についてちょっと心配なのですけれども、これについてお聞きしたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

時数について説明させていただきます。週25コマで35週計算でやって1,015時間となっています。これは国の標準時数ということなのですけれども、名前は標準なのですけれども、最低限です。日本全国どこの地域へ行っても、1,015時間以上やりなさいという決まりがございます。数年前、道東の根室地区で吹雪きがひどくて臨休が続いて、できなくて、春休み中、子供たちを集めてやったという、そういう実例もございます。ただ、北海道の学校はかなり勉強しています。今年、授業日数は203日です。これを週に計算しますと40週超えているのです。どうしてかということ、先ほど角倉課長が申したように、1,015時間には児童会の委員会活動の時間、必修クラブの時間、学校行事、始業式、終業式、卒業式、学芸会、運動会、避難訓練等が含まれていないのです。ということで、そういうのはどれだけかかっているかということ、現在の大樹小学校でいうと、85時間かかっています。ということで、1,100時間ぐらい必要なのです。これを29コマで割ると37.8週です。だから38週あればクリアできるということで、40週やっていますので、十分心配はないと思います。これはあくまで1日6時間やるということでいけば。もっともっと、先ほど菅議員が言ったように、放課後の時間を確保しなさいということになれば、夏休み、冬休みの時間を、日にちを削っていかなければ生み出せないと思います。

以上です。

○議 長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

私のほうからは、ALTの配置について、十分対応できるのかということでございます。それについてお答えいたします。

ALT、英語指導助手の配置につきましては、現在、1名を中学校専任として、もう1名を小学校を主とし、認定こども園などに月1回派遣しております。小学校と認定こども園を担当している英語指導助手につきましては、まだ時間の余裕がございますので、十分対応していけると考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今の段階では、指導面では十分対応できると。ただ、今、教育長からありましたように、コマ数でいうと、もうびちびちだということで、今の段階では、放課後の確保がない限りでは、長期休みはそのままいけるのかなど。ただ、うちのまちは小学校も中学校も高校もそうですが、大変スポーツが盛んなまちで、少年団、部活が大変盛んになっているということで、そういったことで、多分、保護者はそういうことを結構心配されていると思います。

それで、英語教育なのですけれども、今、小中高を聞いたのですけれども、委員会としての考え方を最後にお聞きしたいのですけれども、成長の早い段階から英語に親しむ、興味、関心を持たせることは大変必要だと思います。私自身も、何回か海外に行くのですけれども、やっぱり語学には、英語は駄目なのですよ。でも、2日いると、言われていることは大体理解できてくる。ただしゃべれない。そういうのが今の大人の実態です。そういうことから、保育、幼稚園業務、また、認定こども園からも、将来的に、今の小中高連携教育から、幼小中高含めた連携教育の実践を今後はお願いしたいなと思っているのですけれども、それについて、最後に教育長に、委員会の、子供たちの生涯教育のあり方についてお聞きしたいと思います。

○議 長

板谷教育長。

○板谷教育長

数々の鋭い質問、ありがとうございます。今、大事にしたい考え方、今までトータル的に言いますと、シンク・グローバリー・アクト・ローカリーなのですね。地球規模で考えて、地域ですぐできることからやってみようということです。特に今年、去年と、キャリア教育で道教委の指定を受けているものですから、14支庁の中でも、十勝管内、目立ちたいという十勝教育局の強い指導があつて、地球だけでなく宇宙という、大樹ならではの部分にスポットを当てなさいという強い指導があつてということで、かなり先生方、疲れてい

るのかなと思います。やっぱり仕事というのは義務感でやる仕事ほど虚しいものはありませんので、自ら燃えて大樹の子供たちのためにという部分、指定事業が終わるおかげで、さらにいいものができるのではないかなと思っております。

それで、先ほど教育の原点は家庭だと申しましたが、やはり幼児期の教育はすごく大事だと思います。大樹町の子供たちの教育を考えると、人生の根っこを育む幼児教育は大変重要であり、幼児期の豊かな育ちが生涯の学びの基礎となると考えています。ですから、幼児期にいかに関外で泥んこ遊びをするかというところが、菅議員と共通しているところであります。

生涯学習の観点からも、幼児教育と小中高の連携、そして生涯にわたって学び続け、学んだ成果を地域で生かして、豊かな心と郷土愛を育み、夢と生きがいの持てる地域社会をつくっていくことが求められています。途中で大樹を離れる子供もいると思いますけれども、大樹は頑張っているかなというふうに応援する子供になってほしいなと思っています。

現在も認定こども園初め、今年からは南、北の保育園とも、英語教育を通じて少しずつやっといこうというふうになっておりますし、先ほど齊藤議員が言われたように、評価会議にはぜひ小中高の保護者代表だけでなく、子育て世代の保護者にも参加してもらって、本当にいい考えだなと思います。そうやって情報の共有化を図りながら、最後はやっぱりコミュニケーションだと思うのです。英語で言われていることを自分で理解して、それを受けてどうやって伝えていくかという、そういうコミュニケーション能力を図っていきなさいと思います。そうすることによって、今言われているコミュニティスクール、地域みんなで子供たちのことを考えて、できることをお互いにカバーリングしていきましようという、先ほどの答弁の続きになりますけれども、そういう社会に一步でも近づいていけたらいいかなと思っております。

以上です。

○議長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

大変どうもありがとうございます。委員会としての生涯教育のあり方を聞かせていただきました。今、教育長の答弁の中で、幼児教育は本当に大事だということで、次に町長に、幼児教育の英語についてお聞きしたいと思います。3点ほど聞いて終わりにしたいと思います。

町内の認定こども園における外国語活動についてお聞きいたします。

現在、ALTがそれぞれ園で月1回、1時間程度、英語に親しんでもらうような取り組みを行っていますが、今日の子育て支援事業として、経済面だけでなく、例えば医療費とか、補助していますよね、支援事業の中で、まちの取り組みの中で。それだけではなく、ソフト面での保育、幼児教育がこれから大きな柱の一つになると思うのですけれども、今後も同じ保育内容で進めていくのか、子育て支援の一つとして、特に就学前の年長組さん

については、週2回程度の英語に親しむ、そういった保育事業を進める、そういう時期に来ているのではないかと思うし、親御さんも多分関心を持っていると思うのです、就学前に備えて。そういったことを、週当たりのコマ数の増等は考えていないのか、それについてお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先ほど私の答弁の中で、認定こども園における英語教育の今現在の状況については答弁をさせていただきました。教育委員会にいるALTが月1回、1時間程度行っているという現状であります。これから小学校で英語教育が本格実施されていくということでありますし、その際に、教育委員会としても、学校教育現場としても、ALTを最大限に活用していくということが考え方の中に含まれております。

今後、今、議員がおっしゃるように、年長の幼児に英語教育を充実させてあげたいという思いはありますが、それを担えるALTの空き時間といたしまししょうか、余力といたしまししょうか、そういうところにかかってくるかなというふうに思っております。

今後、小学校での4年生からの英語教育の完全実施に向けてのALTの役割がさらに強まってくるということをご承知だと思いますので、その中で、可能であれば、そういうことも検討していくことは必要かなというふうに思っております。今々、それでは年長組から2倍にしまししょうということは申し上げられませんが、必要性は十分感じておりますので、そういう部分についても、今後、可能な部分があれば検討していきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、町長の答弁の中で、必要性は十分わかりました。ALTも、本格化になると、今、2名体制ですけれども、私の計算の中では十分いけるのかなと思っております。ただ、足りない場合は、今、社会教育の中でやっています地域支援事業というのがありますので、現在、小学校においても、先生、教員43名いるのですけれども、本当に英語の免許を持っている先生は本当に1人か2人で、得意な先生もいるのですけれども、なかなか厳しい状況であります。そういった地域の中で、英語にたけた人、地域支援事業をうまく活用しながら、子供が親しみながら、例えば保育士の採用においても、そういうことを念頭に置きながら採用するのも一つの方法かなと思っておりますので、この辺もちょっと頭に入れて、これから人材育成、保育をお願いしたいなと思っております。

それで、今現在、外国語の取り組みの中で、幼稚園や保育所の中では、ほとんどは保育士の裁量にゆだねられているのですよね。今の子育て世代において、完全必須科目になることから、本当に若い子育て世代については関心の一つと上げられています。委員会としても同じことが言えるのですけれども、まちの政策の一つとして、行政執行方針の子育て支

援事業の中の保育所の外国語の取り組みと、小中高連携推進の中でつないでいく、行政・教育執行方針にこれから盛り込んでいくことが大変必要でないかと思う、一言。そういうことも、来年、30年度に向けて、この辺については町長はどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

先般、総合教育会議を開催いたしました中で、小中高の連携というのは、今、非常にうまくいっていると、その中でも議論になりました。ただ、今後の目指す方向としては、それに幼児期の教育も加えた中で、幼小中高の連携を図っていくことが大樹町の教育にとって大事だというのが今回の総合教育会議の結論だったというようなところもあります。私も幼児教育を含めた小中高の教育に関する連携、それ以外のものも当然必要ですが、教育の中では、そこの部分は必須だというふうに思っておりますので、幼児教育も含めた大樹町としての教育のあり方については、今後検討していくことが必要かなというふうに思っております。

例えば、町立の認定こども園で幼児教育を担えるようなスタッフが今いるかというところでは、非常に正直、英語教育をできる保育士なりを採用したという経過はありませんので、そこら辺は非常に心もとないことかなというふうに思っております。

今後、認定こども園等々で職員を採用する場合については、そういう資格のある、そういうスキルを持った保育士を採用していくということも一つの方法かなというふうに思っているところでもあります。

今、学校現場で、先日の総合教育会議でも話になったのですが、地域支援、社会支援を受けて学校現場を充実させようということで、今現在はボランティアでいろいろな部分の支援をお願いしているという状況にあります。ただ、それでは本当にどういふ方々がいて、どういふボランティア、どういふ人材が大樹町にいるのかということがいまいまいちつかみきれないというようなこともありまして、ボランティア、待つという姿勢ではなくて、登録をいただいて、こちらから必要な項目については、例えば、齊藤さんはこの項目で登録していただいているので、この日、出してもらえませんかというような、攻めの姿勢をこちらから打って出るといふことも必要だねというところも、先日の総合教育会議での議題に出たこともありますので、町内にいるそういうスキルを持った人材を活用していくということも、今後、幼小中高問わず、子供たちの教育の場面では重要なことかなと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

追加ですけれども、先ほど言いました、町長の思いはわかりました。スキルを高めるために人材を生かそうということで、登録制を積極的に攻めていきたいと。

もう一つ聞きたかったのは、執行方針の中に盛り込んでいただきたいなど。今まで英語だとか、そういうことは一切触れていないので、英語教育とか、小学校の関係とか、それについてちょっとお聞きしたいのですが。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

執行方針、来年の予算の段階で、翌年度の執行方針を申し上げるということになります。私のほうで、例えば行政の執行方針で教育の部分をどこら辺までうたえるかということももちろんあると思います。ぜひ小中高、教育の場面、生涯教育も含めてですけれども、その部分については、ぜひ教育委員会、教育長のほうでお考えをいただきたいなというふうに思います。

認定こども園を含めて、幼児、私どもの所管する部分については、どういうことができるかということも含めて、今後、検討した上で、30年度に取り組んでいける内容については、ぜひ盛り込みたいと思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ教育委員会、そして行政とも、ちょっと前向きに、方針の中にある程度触れていただくと、親御さんも地域も理解していただけるのではないかと思います。

最後に、学校教育の、町長の願っていることをお聞きしたいのですが、小中高連携推進事業、それと、小中高一貫ふるさと教育推進事業、それと大樹高校の海外研修と、また、認定こども園においてはALTの派遣保育事業の推進などを積極的に取り組んでいるのですが、先ほど教育長のほうから、将来的に見据えた生涯教育のあり方を答弁いただいたのですが、今、国際社会を見据えた中で、町長として、大樹町の子供たちに今後どんな成長を期待しているのか、願っているのか、最後、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

前段、キャリア教育の中で、ふるさとキャリア教育推進事業の、先日ありました教育サミットの中で、高校生が大樹の取り組み、宇宙のまちづくりに関連するふるさと教育、キャリア教育の実践の発表を行っていただきました。その中でも、行政報告でも一部私、答弁させていただきましたが、14振興局の児童生徒がいる中で、大樹高校の4人がその発表会を引っ張ってくれていたという実態、非常に心強く思っているところでもあります。

また、大樹高校の生徒がメムメドウズで海外の学生といろいろふれあう機会がある昨今になっておりますが、その中でも、大樹高校の生徒は進んで英語で質問をしたりしているとい

うところも実際に目の当たりにしているところでもあります。そういう部分では、小中高連携の芽が、高校に限らず、私は育ってきているというふうに思っておりますし、来年から実施する大樹高校の修学旅行、台湾高雄市での国際経験を積む場面も今後想定していますので、そういう部分でさらに進んでいってもらうことを私は期待をしております。

大樹の子供たちには、英語にかかわらず、あらゆる場面で、もちろん日本の、そして大樹を離れて各地でこれから勉学をしたり就職をしたり活動していくということがありますが、ふるさと大樹町を忘れることなく、どんな場面でも臆することなく、自分の考えや主張をはっきりと主張できるような、そして思いやりのある、そういう大人に育っていただけるような教育を大樹町で行っていければなと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひそういうふうに、今、町長の思いが実現、継続になるように、ぜひ期待したいと思います。新たに平成32年度から、これで7回目の学習指導要領が改正されているのですよね。小学校の英語教育が必須科目となり、それに道徳も必須科目に加わった中で、小学校4年生からは、先ほど言いましたように、中学校3年生まで、1,015単位と、本当に児童生徒、教員も厳しい教育環境に立たされております。そういった中で、これはやるしかないのですけれども、平成30年度から移行期間がある中で、学校行事、校外活動等含め、当面、想定される問題、課題を整理し、時間割を柔軟に組み立てるカリキュラムマネジメントの構築を加速化していただきたいのと、グローバル化を視野に入れた、最後に12年間を見据えて使える英語、話せる英語のために、幼小中高の連携を推進していくことを期待いたしまして、一般質問を終わります。

○議 長

これをもって、通告のありました一般質問を終了いたします。

#### ◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時35分



# 平成29年第4回大樹町議会定例会会議録（第3号）

平成29年12月8日（金曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 発議第 1 号 2018年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第 3 委員会の閉会中の継続調査について

## ○出席議員（12名）

1 番 船 戸 健 二	2 番 齊 藤 徹	3 番 杉 森 俊 行
4 番 松 本 敏 光	5 番 西 田 輝 樹	6 番 菅 敏 範
7 番 高 橋 英 昭	8 番 安 田 清 之	9 番 志 民 和 義
10 番 福 岡 孝 道	11 番 柚 原 千 秋	12 番 鈴 木 千 秋

## ○欠席議員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人
副 町 長	布 目 幹 雄
総 務 課 長	松 木 義 行
総 務 課 参 事	大 林 一 博
企画商工課長兼航空宇宙運動推進室長兼 地場産品研究センター所長	黒 川 豊
住 民 課 長	林 英 也
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼 町立尾田認定こども園長兼学童保育所長	村 田 修
農林水産課長兼町営牧場長	瀬 尾 裕 信
建設水道課長兼大樹下水終末処理場長	鈴 木 敏 明
会計管理者兼出納課長	高 橋 教 一
病 院 事 務 長	伊 勢 徹 則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬 尾 さとみ

## <教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
-------	---------

学校教育課長兼学校給食センター所長  
社会教育課長兼図書館長

角 倉 和 博  
井 上 博 樹

<農業委員会>

農業委員会長  
農業委員会事務局長

鈴 木 正 喜  
水 津 孝 一

<監査委員>

代表監査委員

澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長  
主 査

小 森 力  
真 鍋 智 光

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。  
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、  
4番 松本敏光君  
5番 西田輝樹君  
6番 菅敏範君

を指名いたします。

◎日程第2 発議第1号

○議長

日程第2 発議第1号2018年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ただいま議題になりました、発議第1号2018年度地方財政の充実・強化を求める意見書について、会議規則第13条第2項の規定により、西田輝樹君の賛成を得て提出するものであります。

それでは、議案の朗読をもって説明といたします。

2018年度地方財政の充実・強化を求める意見書。

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行や、マイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と、細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、

これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や、公的サービスの産業化など、地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。

特にトップランナー方式の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。インセンティブ改革とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

また、骨太方針2015以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を2020年度（平成32年度）までに倍増させるという目標が掲げられていますが、地域による人口規模、事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入、歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記。

1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税におけるトップランナー方式の導入は、地域によって人口規模、事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止、縮小を含めた検討を行うこと。

4、災害時において住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎を初めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と、十分な期間の確保を行うこと。

また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税、消費税を対象に、国税から地方税への財源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を初め財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

6、地方財政計画に計上されている歳出特別枠、まち・ひと・しごと創生事業費などについては、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。

また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換を図るため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

7、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税、法人税、酒税、消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

また、意見書案につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣宛てであります。

以上、本意見書の趣旨をご理解の上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議 長

これをもって、趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、発議第1号2018年度地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 委員会の閉会中の継続調査について

○議長

日程第3 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議長

以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成29年第4回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時12分